

みどり市国土強靱化地域計画

令和4年3月

みどり市

第1章 はじめに	
1 策定の背景・趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
第2章 みどり市の地域特性	
1 自然的特性	3
2 社会的特性	4
第3章 強靱化の基本的な考え方	
1 基本目標	6
2 基本的な方針	6
3 事前に備えるべき目標	7
4 対象とする自然災害	7
第4章 脆弱性評価及び施策の推進方針	
1 リスクシナリオの設定	10
2 施策分野の設定	11
3 脆弱性評価及び施策の推進方針	11
目標1	12
目標2	24
目標3	31
目標4	33
目標5	36
目標6	40
目標7	47
目標8	53
第5章 計画の推進と進捗管理	
1 対応方策の重点化	58
2 対応方策の推進と進捗管理	58
3 計画の見直し	58
<別表> リスクシナリオごとの施策	59

第1章 はじめに

1 策定の背景・趣旨

我が国は、これまで様々な大規模自然災害を経験してきましたが、その度に経済的・社会的損失を受け、長期間にわたり復旧・復興を図る「事後対策」を余儀なくされてきました。近年では大規模地震をはじめ、ゲリラ豪雨等による大規模水害や土砂災害など、災害が激甚化、頻発化してきており、改めて大規模災害に対する事前の備えを行うことの重要性が高まっています。

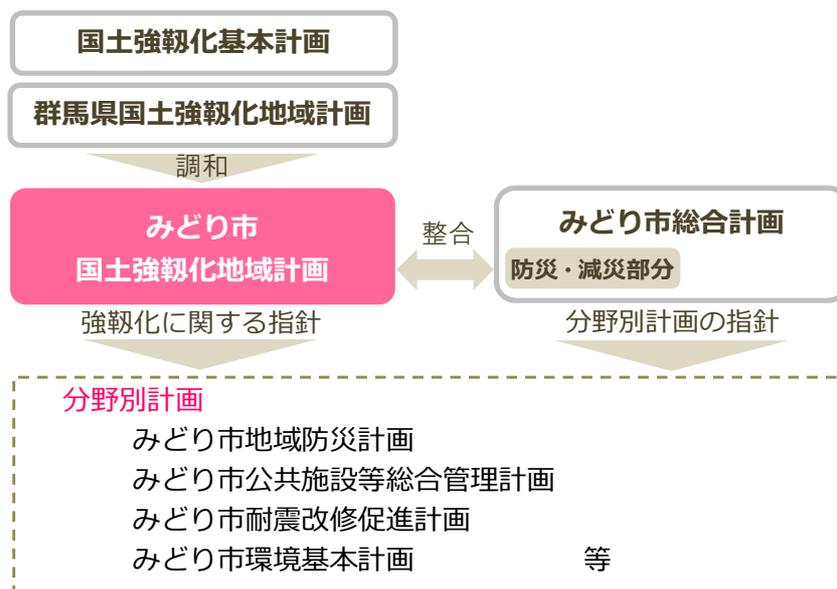
国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定。以下「国の基本計画」という。）が策定されました。

群馬県においては、国の基本計画と調和を図りながら「群馬県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を平成29年3月に策定されました。

このような中、本市においても、基本法に基づき、国の基本計画や県地域計画との調和を保ちながら、大規模自然災害等が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた地域・経済社会の構築に向け、本市の強靱化を推進するための「みどり市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき策定する、本市の国土強靱化に関する施策を総合かつ計画的に推進するための指針となる計画です。そのため、県地域計画との調和を保つとともに、市政の基本方針である「みどり市総合計画」とも整合を図りながら、みどり市地域防災計画をはじめとする本市における強靱化に関する様々な分野の計画等の指針として位置付けるものです。



3 計画期間

令和4年度を始期とし、国の基本計画や県地域計画の見直し、みどり市総合計画の見直し、社会経済情勢の変化や強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 みどり市の地域特性

1 自然的特性

(1) 位置・地形

群馬県の東部に位置し、市域は東西を桐生市に挟まれ、北側は栃木県日光市と隣接するなど、群馬、栃木両県の7市と接し、首都東京からは100km圏内にあります。

地形は南北に長く、北部には足尾山地が連なり、その山塊に源をもつ渡良瀬川が市の北東から南東にかけて流れています。東町地域の主な農村集落はこの渡良瀬川に沿うように形成されており、上流部の草木ダムは豊富な水をたたえ、首都圏に水を供給する役割を担っています。中部から南部にかけての地域は、渡良瀬川の清流がつくりだした大間々扇状地により形成されています。

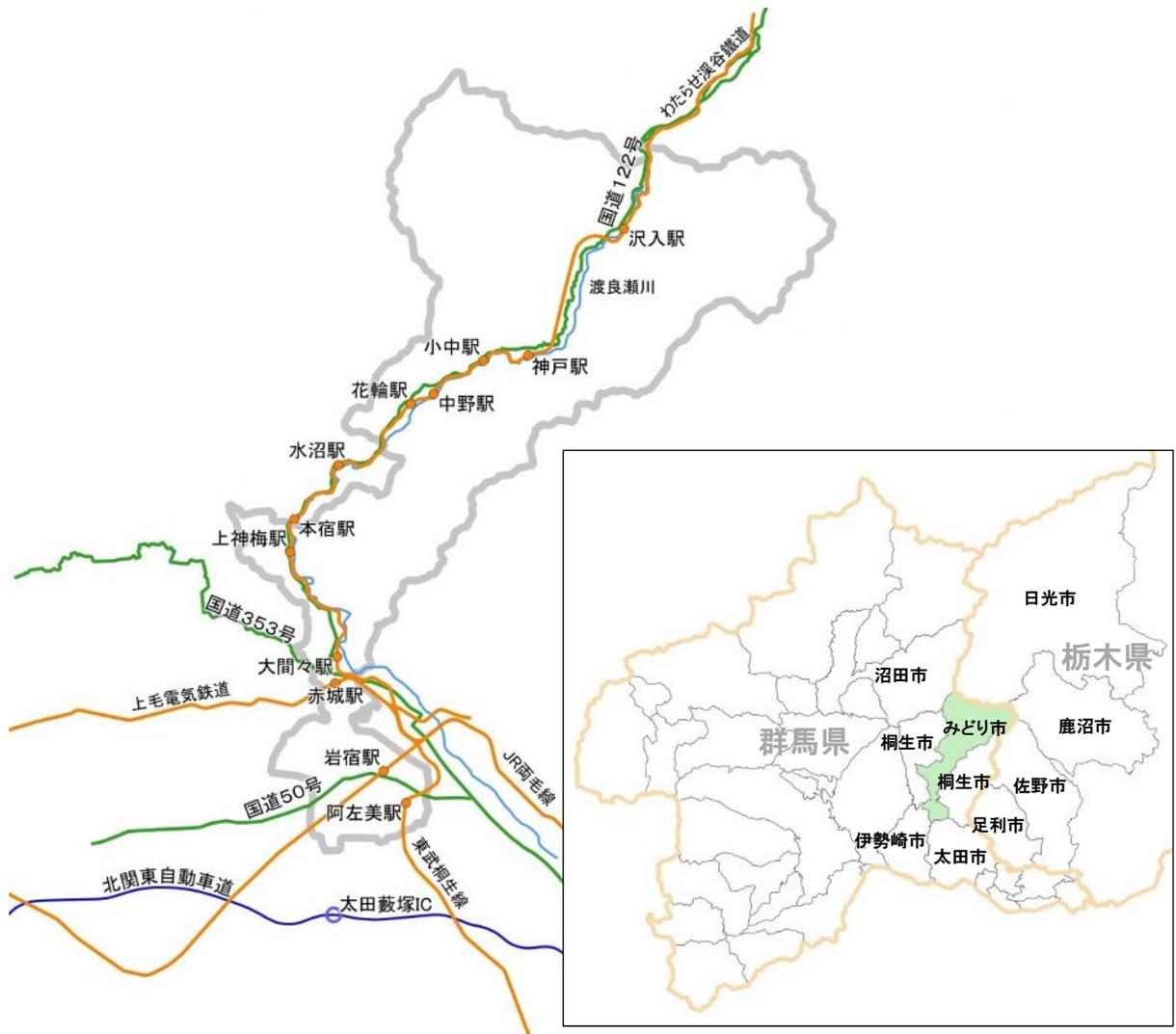


図 みどり市概況図

(2) 活断層

本市周辺の活断層としては、市の北西側の片品川流域に長さ 7～9km 程度の片品川左岸断層、大間々町周辺に長さ 9km の大久保断層、太田市東部から桐生市南部に延びる長さ 18km の太田断層が挙げられます。また南側には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層や同断層と平行する全長約 23km の平井－櫛挽（くしびき）断層帯が断続的に分布しており、これら一連の全長約 82km の断層帯は「関東平野北西縁断層帯」と定義され、「新編日本の活断層」において、主要断層（確実度 I）として長期評価が発表されています。

(3) 河川・ため池等

市の北東から南東に向かって渡良瀬川が貫流しており、北部の急な流れが中部から緩やかな流れへと変わり、南部にかけて扇状地を形成しています。扇状地面は厚く砂礫（されき）層が堆積しているため、水利に乏しくなっています。また、渡良瀬川の右岸となる赤城山寄りには比較的、水系が乏しく、左岸の足尾山地には塩沢川・小平川と支流の入山沢（いりやまさわ）川が水系網を形成し、水系に恵まれた地域となっています。

渡良瀬川の上流部には、首都圏に飲料水、工業用水等を供給する草木ダムが、中流部には発電用の高津戸ダムがあり、その他、灌漑用水用の早川貯水池、鹿の川沼、阿左美沼、東貯水池等のため池があります。

(4) 気候

本市は、日本海型気候区と太平洋型気候区との境界に位置しており、地形条件から北部の山間部は日本海型気候区、南部の平野部は太平洋型気候区の特徴を示しています。

平野部は概して温和で、冬は晴天が多く乾燥し、夏は梅雨と台風により降水量が多くなる一方、北部の山間部は冬の寒さが厳しく、降雪日数は太平洋側地域にしては多いです。これは、日本海側の気候の影響を受けているものであり、雪雲が時々北側の山地を越えて張り出してくることに起因しています。

2 社会的特性

(1) 人口

本市の人口は 2005 年までは増加傾向にあり 52,115 人（国勢調査）となりましたが、以降は微減傾向にあり 2020 年国勢調査では 49,395 人となっています。世帯数は年々増加しているものの、1 世帯当たり人員は減少し、核家族化、単身世帯化が進んでいます。

(2) 交通

道路は栃木県日光市から埼玉県を經由して東京都へとつながる国道 122 号や、前橋市から茨城県水戸市へとつながる国道 50 号が走り、広域幹線道路としての機能を果たしています。また、市の南部に整備された北関東自動車道では太田藪塚インターチェンジが開設され、インターチェンジへのアクセス道路が整備されることで、より一層の利便性の向上と地域の発展が期待されています。

鉄道は、東京都ともつながる J R 両毛線、東武鉄道桐生線のほか、近隣都市への交通手段となる上毛電気鉄道、わたらせ渓谷鐵道があります。

(3) 土地利用

本市の北部は大部分を山林が占めており、中央部から南部の平坦地は都市的土地利用が広がり、優良農地も多く見られます。

市街地には住宅用地、商業用地、工業用地と農地が混在する状況となっています。

(4) 産業

本市の就業者総数は平成 7 年に増加したものの、その後減少傾向にあります。産業別にみると、平成 2 年から平成 27 年の 25 年間（国勢調査）に、第 1 次産業は、2,078 人から 1,147 人へと約 45%、第 2 次産業は 12,036 人から 8,958 人へと約 26%減少していますが、第 3 次産業は 11,547 人から 14,888 人へと約 29%増加しています。

農業については、平成 2 年から令和 2 年の 30 年間（農林業センサス）に農業就業人口が 2,726 人から 910 人へと約 3 分の 1 に、農家総数も 1,525 戸から 851 戸へとほぼ半減しています。

林業についても、木材価格の低下や林業従事者の高齢化、後継者不足が要因となり、林業家が著しく減少しています。

商業については、市の南部では幹線道路沿いに大型店や飲食店の出店が進んでいますが、既存商店街では空き店舗が増え、個人店舗の多くは売り上げが減少傾向にあります。

工業については、本市は中小規模の事業所から成り立っていますが、近年の厳しい経済情勢や技術改革の急激な変化により、事業所数や従業員数、製造品出荷額は減少傾向にあります。

(5) 建物

住宅の耐震化率は 71.3%で、うち共同住宅は 97.9%と県の目標水準 95.0%を満たしているのに対し、戸建住宅は 70.2%と県の目標水準を大幅に下回っています。市有建築物の耐震化率は 57.4%で、うち「災害対策拠点機能等の確保を図る上で優先的に整備すべき公共建築物」は 68.5%、「震災時における被害防止の観点から整備すべき公共建築物」は 50.5%と低くなっています。

また、本市が保有する公共施設は一人当たりの延床面積が 4.57 m²（平成 27 年度）であり、全国平均の 3.22 m²に比べて高い数値となっています。これは、合併前に整備された施設のうち、利用目的の重複する施設が複数存在することも要因と考えられます。

第3章 強靱化の基本的な考え方

1 基本目標

国の基本計画や県地域計画を踏まえ、本市では4つの基本目標を設定しました。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧・復興

2 基本的な方針

本市の強靱性を進めるに当たっての基本的な方針は、国の基本計画や県地域計画を踏まえ、次のとおりとします。

市の取組に当たっては、国や県、民間の取組と連携して、総合的に推進することとします。

(1) 取組姿勢

- ① 本市の強靱性を損なう本質的原因を地理的・地形的・気象的特性のみならず、人口の減少や人口構成の変化などあらゆる側面から検討しつつ、取組にあたること。
- ② 時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 本市の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ④ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進すること。
- ⑤ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、国、県、住民、民間事業者等と適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ⑥ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ⑦ 人口の減少等に起因する市民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑧ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑨ 限られた資金を最大限に活用するため、国や県の施策、民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑩ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑪ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、市内各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑫ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。

3 事前に備えるべき目標

国の基本計画及び県地域計画を参考に、本市の地理的・地形的特性等の地域特性を踏まえ、次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定しました。

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

4 対象とする自然災害

本市の地域特性及び災害履歴、国及び群馬県が対象とする大規模自然災害を勘案して、対象とする自然災害を以下のように設定しました。

想定される自然災害	想定する事象
地震	関東平野北西縁断層帯主部による地震 太田断層による地震 片品川左岸断層による地震を想定
風水害	台風や豪雨等による大規模水害 台風や竜巻、突風等による暴風災害を想定
土砂災害	台風や豪雨等による大規模土砂災害を想定
雪害	大雪等による大規模雪害を想定
林野火災	大規模な林野火災を想定
複合災害	複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定

【参考】過去の災害

本市における過去の主な災害履歴は下表のとおりです。

自然災害	過去の主な災害（被害状況）
<p>地震</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）（平成 23 年 3 月 11 日） <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震の規模 マグニチュード 9.0 ・ 震度 最大震度 7（地震全体） （笠懸町）震度 5 弱 （大間々町）（東町）震度 4 ・ 家屋被害 181 件 ・ 非住家被害 17 件（ブロック塀の倒壊等） ・ 公共施設被害 54 件 * 茨城県南部を震源地とする地震（平成 26 年 9 月 16 日） <ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋被害 39 件 ・ 非住家被害 2 件 ・ 道路 2 件や公共施設 15 件等
<p>風水害 土砂災害</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 台風による大旋風（昭和 10 年 9 月 25 日） <ul style="list-style-type: none"> 【笠懸村】・被災世帯 96 戸 492 人、死者 5 人、負傷者 39 人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋全壊 52 戸、半壊 45 戸 ・ 非家屋全壊 118 戸、半壊 45 戸 ・ 養蚕・農作物・林野産物 被害多数 * 洪水（昭和 13 年 8 月 31 日から 9 月 1 日まで） <ul style="list-style-type: none"> 【東村】・行方不明者 1 人(神戸、濁流に呑まれ) <ul style="list-style-type: none"> ・ 床下浸水 150 戸、床上浸水 3 戸(花輪) 家屋被害 3 戸(沢入、山津波) ・ 道路被害多数 * カスリン台風（昭和 22 年 9 月 14 日から 15 日まで） <ul style="list-style-type: none"> 【大間々町】・死者 8 人(塩沢 7、下神梅 1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋被害 6 戸、非家屋被害 3 戸 ・ 道路橋梁被害 12 か所 【東村】 ・ 土砂崩れ 12 か所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄橋流出 3 か所 * アイオン台風（昭和 23 年 9 月 16 日） <ul style="list-style-type: none"> 【東村】 家屋被害 流出 16 戸、半壊 3 戸(渡良瀬川の氾濫) * キティ台風（昭和 24 年 8 月 31 日から 9 月 1 日まで） <ul style="list-style-type: none"> 【大間々町】 家屋被害 全壊 3 戸(福岡村 2、大間々町 1) * ダウンバースト（平成 20 年 7 月 25 日） <ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋被害 55 棟(半壊 1、一部破損 54) ・ 非住家被害 6 棟(全壊 1、半壊 2、一部破損 3) ・ 倒木等 38 箇所、その他フェンス倒壊等 6 箇所 ・ 農業被害(ビニールハウス・野菜)9,386 万 9 千円 ・ 畜産被害(堆肥舎等)696 万 8 千円

	<ul style="list-style-type: none"> * 竜巻（平成 25 年 9 月 16 日） <ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害 3 件（軽傷） ・ 家屋被害 104 件 ・ 停電や倒木、ビニールハウスの倒壊が大規模に発生 * 令和元年東日本台風（令和元年 10 月 11 日から 13 日まで） <ul style="list-style-type: none"> ・ 12 日 14 時 42 分に災害対策本部を設置 ・ 笠懸町久宮、東町草木、座間、沢入地区に避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル 3）を発令 ・ 12 日 18 時 5 分に市内で初の大雨特別警報が発令 ・ 市内の 3 か所の拠点避難所に 50 世帯 90 名が避難 ・ 国道、市道への倒木が数箇所
雪 害	<ul style="list-style-type: none"> * 大雪（平成 26 年 2 月 15 日） <ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋被害 189 件 ・ 非住家被害 53 件 ・ カーポートの倒壊 267 件 ・ 農業被害 約 28 億円
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> * 東町沢入地区林野火災（令和 3 年 4 月 22 日から 26 日まで） <ul style="list-style-type: none"> ・ 林野被害 45.88ha ・ 家屋被害 全焼 3 棟、死者 1 名 ・ 避難指示 22 世帯 39 名 ・ 東町全域停電（40 分後に復旧） ・ 国道 122 号一部通行止め ・ 自衛隊ヘリ延べ 6 機、防災ヘリ延べ 6 機（新潟県、栃木県）による上空消火活動 ・ みどり市消防団延べ 413 名、桐生市消防本部延べ 221 名、桐生市消防団延べ 56 人による地上消火活動

第4章 脆弱性評価及び施策の推進方針

1 リスクシナリオの設定

国の基本計画及び県地域計画を参考に、本市の強靱化を推進するために、前項であげた8つの「事前に備えるべき目標」に対し、以下の24個の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ		
1	人命の保護が最大限図られる	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生(二次災害を含む)	リスク1
		1-2	気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生	リスク2
		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市の脆弱性が高まる事態	リスク3
		1-4	大雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	リスク4
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止	リスク5
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	リスク6
		2-3	消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	リスク7
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	リスク8
		2-5	被災地における感染症等の大規模発生	リスク9
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	リスク10
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	災害時に活用する情報サービスの機能停止、情報伝達の不備、防災意識の低さ等に起因し、避難行動や救助・支援が遅れる事態	リスク11
5	経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギーの供給の停止等による企業活動等の停滞	リスク12
		5-2	食料等の安定供給の停滞	リスク13
6	生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	リスク14
		6-2	上水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止(異常湧水や用水施設の損壊等による用水供給の途絶を含む)	リスク15
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	リスク16
		6-4	市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	リスク17
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生	リスク18
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出	リスク19
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	リスク20
		7-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	リスク21
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	リスク22
		8-2	復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	リスク23
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	リスク24

2 施策分野の設定

国の基本計画及び県地域計画において設定された施策分野を踏まえ、本市では6つの個別施策分野及び2つの横断的分野を設定しました。

		施策分野
個別 施策 分野	(1)	行政機能（行政機能、警察・消防等）
	(2)	住宅・都市・環境
	(3)	保健医療・福祉
	(4)	産業（エネルギー、情報通信、産業構造、農林水産）
	(5)	交通・物流
	(6)	国土保全（国土保全、土地利用）
横断的 分野	(1)	リスクコミュニケーション
	(2)	人材育成

3 脆弱性評価及び施策の推進方針

1で設定した24個のリスクシナリオに関して、本市が実施している事業の進捗状況等から、最悪の事態の回避に向けた課題や必要な事項等について、現状分析・評価を行いました。

また、これらの現状分析結果（脆弱性評価結果）を踏まえ、今後行うべき施策の検討・整理を行いました。

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

1-1-① 公共施設（建物）の耐震化・長寿命化

- ・耐震基準を満たしていない公共施設（建物）の耐震補強工事等を計画的に推進する必要がある。
- ・学校施設（校舎・体育館）は耐震補強済みであるが、老朽化による雨漏り、外壁のひび割れ等が目立つことから、計画的な補修・改修、維持管理が必要である。
- ・社会教育系施設は、老朽化による劣化箇所がみられることから、計画的な老朽箇所の補修・改修を図る必要がある。
- ・市営住宅は、みどり市市営住宅長寿命化計画により長寿命化を図っているが、老朽化による施設の改修や維持管理が必要である。
- ・市営住宅の中には旧耐震基準で建てられた建物が354戸あるが、そのうち解体されたのは177戸であるため、安全確保の改修を推進する必要がある。

1-1-② 住宅等における耐震化、減災化の促進

- ・地震による建築物の倒壊等の被害から市民の命と財産を守るため、住宅及び建築物の耐震化を促進するとともに、より施工が容易な、耐震シェルター等の住宅の部分的な補強による減災化もあわせて推進する必要がある。

1-1-③ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進

- ・緊急輸送道路沿道には、耐震性不明の建築物も多く、所有者へ耐震診断実施を促す必要がある。

1-1-④ 地域防災力の向上

- ・住民の自助・共助の意識の向上を図るため、自主防災組織の育成支援や防災士の育成を図り、地域全体で災害時の協力体制を構築する必要がある。

1-1-⑤ 空き家の有効活用

- ・市内には空き家が増加していることから、管理がされないことで老朽危険空き家とならないよう、空き家の活用方法を検討する必要がある。

1-1-⑥ 応急危険度判定業務の実施体制の整備

- ・毎年度、県内市町村と群馬県との合同訓練を実施しているが、応急危険度判定業務の実施体制の整備がされていないことから、応急危険度判定士の養成、資機材の整備など、体制を整備する必要がある。

1-1-⑦ 市道・橋梁の整備、維持管理

- ・近年のゲリラ豪雨により道路の冠水が見られることから、道路治水プログラムを策定し、道路冠水の解消を図るとともに、計画的な維持管理を行う必要がある。
- ・橋梁については、みどり市橋梁長寿命化修繕計画により補修を行う必要がある。
- ・都市計画道路で未改良となっている区間が多数あることから、都市計画道路の必要性や妥当性を検証した上で、整備を推進する必要がある。

1-1-⑧ 生活道路の整備

- ・4m未満の道路は、災害時の応急復旧作業が円滑に行えるよう、道路幅を確保する必要がある。

1-1-⑨ 歩道・自転車ネットワークの整備

- ・群馬県が管理する道路の一部では、矢羽根型路面表示が整備され、自転車通行空間の安全性の向上を図っているが、市道についても、道路拡幅時は歩行者や自転車が安心して通れるよう必要な道路幅員を確保するなどの対策を推進する必要がある。

1-1-⑩ 電線類地中化の推進

- ・市内には電線類が地中化されている箇所がないが、交通安全、景観整備、災害時の電柱倒壊の防止のため、電線類の地中化を検討する必要がある。

1-1-⑪ 秩序ある土地利用の推進

- ・土地利用に関する規制がなく、一部地域では建物用途の混在が見られることから、用途地域・特定用途地域などの土地利用規制の設定及び立地適正化計画の策定を検討する必要がある。

1-1-⑫ 駅周辺の環境整備

- ・一部の駅では駅前広場の整備を実施したが、その他の駅についても、駅前広場やその周辺を整備し、利便性を高めるほか、災害時に交通結節点として機能させる必要がある。
- ・駅舎の利活用については、鉄道事業者と連絡調整を行っていることから、緊急時における連絡体制を確立する必要がある。

1-1-⑬ 公園緑地の整備

- ・一部の公園では避難機能を有した設備があるが、災害時における避難機能を有した公園整備の推進を図る必要がある。

1-1-⑭ 観光・レクリエーション施設の安全性の強化

- ・老朽化した観光施設が見られることから、観光施設の適切な維持管理を行う必要がある。
- ・史跡周辺には歴史の学習以外にも様々な目的の来訪者が増加していることから、史跡の保存と公開、安全対策を目的とした整備を推進する必要がある。

1-1-⑮ 消防力の強化

- ・消防ポンプ自動車等の更新整備、消火栓の新設、既設消火栓及び防火水槽等の定期的な点検を実施し、維持管理に努めているが、消防設備の老朽化に対する対応や、計画的な更新に努める必要がある。
- ・消防団員の確保について、東町に機能別消防団員を導入しているが、充足率が年々低下しているため、更なる確保策を講じる必要がある。
- ・災害対応力強化のための人材育成や、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。

1-1-⑯ 防災意識の啓発と防災教育の推進

- ・市民の防災意識の向上と防災知識の普及を図るため、防災に関する出前講座を実施しているが、さらに推進する必要がある。
- ・各校で、地震に対する防災訓練を年1回実施している（不審者、火事に対する訓練も年1回実施）。
- ・社会科、理科で気象に関する授業等を実施し、児童・生徒の災害に対する意識付けをしている。
- ・講師による訓練の充実、訓練を身近なこととして意識づけるための工夫が必要である。



施策の推進方針

1-1-① 公共施設（建物）の耐震化・長寿命化【建設課、財政課、各施設の所管課】

- ・耐震基準を満たしていない公共施設（建物）の耐震補強工事等を実施する。特に利用率、効用等の高い施設は、重点的に対応し、施設利用者の安全性を確保する。
- ・定期的な施設診断とその結果による小規模改修を行うことにより、公共施設の長期使用を図る。
- ・敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性等の評価を行い、危険性が認められた施設については、安全確保の改修を実施する。
- ・「みどり市公共施設等総合管理計画」に基づき、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、更新・統廃合・長寿命化を計画的に推進する。

主な個別事業	担当課	施策分野
老朽化した市営住宅の解体工事	建設課	住宅・都市・環境
安全で暮らしやすい市営住宅の修繕や改修事業	建設課	住宅・都市・環境
公共施設の維持管理	財政課 各施設の所管課	住宅・都市・環境
公共施設個別施設計画の推進	財政課 各施設の所管課	住宅・都市・環境

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
旧耐震基準で建設された市営住宅のうち解体方針としている住宅の解体割合	50% (R2) (177/354)	100% (R27) (354/354)	建設課
公共施設個別施設計画に基づく改修、更新等の実施施設数	0 施設 (R3)	187 施設 (R9)	財政課 各施設の所管課

1-1-② 住宅等における耐震化、減災化の促進【建築指導課】

- ・みどり市耐震改修促進計画に定める住宅耐震化の目標に向け、耐震診断者派遣事業や耐震改修補助事業の取組を推進する。
- ・ブロック塀の倒壊防止や家具の転倒防止等の指導・啓発を行う。
- ・多数の者が利用する施設の建物所有者に対して、耐震化の重要性、天井や看板等の落下の危険性、昇降施設の防災対策等の指導・啓発を行う。

主な個別事業	担当課	施策分野
木造住宅耐震診断者派遣事業	建築指導課	住宅・都市・環境
木造住宅耐震改修補助事業	建築指導課	住宅・都市・環境

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
木造住宅の耐震化率	71.3% (R1)	85.0% (R7)	建築指導課

1-1-③ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進【建築指導課】

- ・緊急輸送道路沿道建築物について、所有者へ耐震診断の実施を促す。
- ・県と協力して沿道建築物の調査を継続的に実施するとともに、計画的な耐震化促進方策を検討する。

主な個別事業	担当課	施策分野
耐震診断補助事業	建築指導課	住宅・都市・環境
耐震改修補助事業	建築指導課	住宅・都市・環境

1-1-④ 地域防災力の向上【危機管理課】

- ・地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の設立支援や、防災資機材の購入及び防災訓練に対し補助を積極的に行うなど、組織力強化の取組を推進する。
- ・地域防災力の強化のため、地域防災の担い手、また防災リーダーとして自主防災組織の防災アドバイザー的な役割を担う、「防災士」の資格取得を推進する。

主な個別事業	担当課	施策分野
自主防災組織育成事業	危機管理課	行政機能

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
自主防災組織でカバーされる世帯数の割合	83.8% (R2)	100% (R9)	危機管理課
防災士数	16人 (R2)	30人 (R9)	危機管理課

1-1-⑤ 空き家の有効活用【建設課】

- ・空き家の倒壊による道路閉塞等を防止するため、空き家の実態把握を行い、適正な管理を促すとともに資産としての有効活用を図る。

主な個別事業	担当課	施策分野
空き家の利活用や解体の補助事業	建設課	住宅・都市・環境

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
空き家に関する相談（苦情）件数	74件 (R2)	50件 (R12)	建設課

1-1-⑥ 応急危険度判定業務の実施体制の整備【建築指導課】

- ・業務実施に備え応急危険度判定士の養成や必要備品、判定街区マップ、業務マニュアルの整備を行う。
- ・県内市町村や群馬県との合同訓練（実地訓練・シナリオ訓練）を行う。

主な個別事業	担当課	施策分野
合同訓練の実施	建築指導課	リスクコミュニケーション
判定街区マップの整備	建築指導課	リスクコミュニケーション
業務マニュアルの整備	建築指導課	リスクコミュニケーション

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
応急危険度判定士の登録人数	27人 (R2)	50人 (R8)	建築指導課

1-1-⑦ 市道・橋梁の整備、維持管理【建設課、都市計画課】

- ・幹線道路及び接続する市道を整備し、地域全体の交通アクセスの向上を図る。また既存道路の危険箇所の修繕等、計画的な維持管理を実施するとともに、老朽化した舗装や橋梁については、みどり市橋梁長寿命化修繕計画及び、みどり市舗装長寿命化修繕計画に基づき、効率的な対策を推進する。

主な個別事業	担当課	施策分野
道路橋梁水路の維持管理	建設課	住宅・都市・環境
都市計画道路の見直し	都市計画課	住宅・都市・環境
都市計画道路の整備	都市計画課	住宅・都市・環境

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
瑕疵事故件数	3件 (R2)	0件 (R8)	建設課
道路や河川の苦情件数	519件 (R2)	300件 (R6)	建設課
都市計画道路の整備延長	17.315km (R2)	22.355km (R8)	都市計画課

1-1-⑧ 生活道路の整備【建設課】

- ・緊急車両の通行確保、延焼防止や避難道路確保などの、防災性向上につながる、住民の生活に身近な道路における4m未満の幅員や通行上の危険箇所の解消を図る。

主な個別事業	担当課	施策分野
道路拡幅及び舗装工事	建設課	住宅・都市・環境

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
市民に身近な生活市道における通行上の課題解消率	0% (R3)	71% (R13)	建設課

1-1-⑨ 歩道・自転車ネットワークの整備【建設課】

- ・歩行者や自転車等の利用が多い市道において、安全で安心して通行できる環境を整備する（交通安全施設の設置、交差点、道路側溝の整備、歩道のバリアフリー対策など、災害時の避難などに配慮）。

主な個別事業	担当課	施策分野
道路改良工事	建設課	住宅・都市・環境

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
国県道等の広域道路と市内の防災拠点等を結ぶ幹線道路の整備率	62% (R3)	86% (R13)	建設課

1-1-⑩ 電線類地中化の推進【建設課、都市計画課】

- ・中心市街地や観光施設周辺等において、交通安全、景観整備、災害時の電柱倒壊の防止のため、電線類の地中化を検討する。

主な個別事業	担当課	施策分野
景観重要公共施設の指定	都市計画課	住宅・都市・環境

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
電線類地中化の整備延長	0km (R2)	検討中	建設課 都市計画課

1-1-⑪ 秩序ある土地利用の推進【都市計画課】

- ・コンパクトな都市構造への転換を図るとともに、営農環境の保全、工業の操業環境の確保など、効果的な土地利用の誘導施策に取り組む。
- ・用途地域・特定用途地域などの土地利用規制の設定を検討する。

主な個別事業	担当課	施策分野
用途地域・特定用途地域等の土地利用規制の設定	都市計画課	国土保全
立地適正化計画の策定	都市計画課	国土保全

1-1-⑫ 駅周辺の環境整備【企画課、建設課、都市計画課】

- ・駅前広場やその周辺を整備し、利便性を高めるほか、災害時に交通結節点として機能させる。
- ・緊急時における鉄道事業者との連絡体制を確立する。

主な個別事業	担当課	施策分野
駅周辺整備事業	企画課 建設課 都市計画課	住宅・都市・環境
パークアンドライド推進事業	企画課 都市計画課	住宅・都市・環境
鉄道事業者との連携強化	企画課	リスクコミュニケーション

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
市内全駅の年間乗降客数	108 万人 (R2)	171 万人 (R4)	企画課

1-1-⑬ 公園緑地の整備【都市計画課】

- ・災害時における避難機能を有した公園緑地の充実、計画的な公園整備の推進を図る。

主な個別事業	担当課	施策分野
都市公園等整備事業	都市計画課	住宅・都市・環境

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
公園・緑地面積	27.8ha (R2)	37.5ha (R8)	都市計画課

1-1-⑭ 観光・レクリエーション施設の安全性の強化【観光課、文化財課】

- ・観光やレクリエーション施設の安全対策を推進する（岩宿遺跡周辺、高津戸峡周辺、小平の里周辺など）。

主な個別事業	担当課	施策分野
観光施設の安全対策の推進	観光課	住宅・都市・環境
史跡の保存に配慮しながら活用・安全対策のための整備の推進	文化財課	住宅・都市・環境

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
観光施設の維持管理上の不具合により施設等が使用できない件数	0 件 (R2)	0 件 (R9)	観光課

1-1-⑮ 消防力の強化【危機管理課】

- ・桐生市消防本部と連携し、消防団員への教育訓練の実施により、消防人材の育成を図る。
- ・桐生市消防本部及び市は、消防組織の拡充・強化、消防施設の充実を図る。また、車両の計画的な更新を図る。
- ・消防団組織の維持、体制強化に向け、団員の負担軽減や処遇改善、団員の確保対策等の取組を推進する。
- ・消防施設や消火栓、防火水槽など消防水利の整備、適正管理を行うとともに、災害対応力強化のための体制、装備資機材の充実を図る。

主な個別事業	担当課	施策分野
消防体制の連携強化	危機管理課	行政機能
消防車両更新事業	危機管理課	行政機能
消防団運営事業	危機管理課	行政機能

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
消防団員数の充足率	78.9% (R2)	85.0% (R9)	危機管理課
消防団車両配備計画	計画を基に更新	計画どおりの更新	危機管理課

1-1-⑯ 防災意識の啓発と防災教育の推進【危機管理課、社会教育課、学校教育課】

- ・市民の防災・減災に対する意識の啓発を図るため、防災講演会を実施する。
- ・PTA、婦人団体などの会合及び各種研究集会等の社会教育の機会を活用して、防災上必要な知識の普及を図る。
- ・児童・生徒に自然災害に対する正しい知識と行動を理解させるため、学校等における防災教育を推進する。

主な個別事業	担当課	施策分野
防災講演会	危機管理課	リスクコミュニケーション
出前講座（防災）	社会教育課 危機管理課	リスクコミュニケーション
学校における防災訓練	学校教育課	リスクコミュニケーション

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
防災講演会実施回数	0回/年 (R2)	1回/年 (R9)	危機管理課
出前講座実施回数（防災）	1回 (R2)	3回 (R9)	社会教育課 危機管理課
学校における防災訓練回数	100% (R2) (12校 1回/年)	100% (R9) (12校 1回/年)	学校教育課

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

1-2-① 雨水排水施設の整備

- ・道路冠水箇所や家屋への浸水被害を低減させるため、道路治水プログラムを策定中である。
- ・雨水流出量の抑制のため、令和4年度に調整池3か所を整備する計画である。
- ・石田川流域の道路は、豪雨時に川や池と化していることから、道路や住宅が冠水しないよう排水設備を設ける必要がある。
- ・公共下水道事業計画（雨水）に基づき、雨水幹線整備を実施しているが、既存水路への流入量を軽減させるため、整備を加速する必要がある。

1-2-② 流域治水の推進

- ・流域治水の推進に当たっては、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う総合的かつ多層的な水害対策を講じる必要がある。
- ・雨水幹線整備のほか、調整池の整備などの暫定的な代替策として対策を実施している。
- ・農業用水路が雨水排水処理をしていることから、農業用水路からの溢水を防止する必要がある。

1-2-③ ダム管理者との連携強化

- ・大雨に伴う草木ダム放流により、河川の水位の上昇が懸念されるため、下流域において洪水災害が発生しないよう、引き続き施設管理者と連携を密にして事前の体制を構築しておく必要がある。

1-2-④ 危険箇所の周知と河川情報の収集・発信

- ・河川の氾濫などにより浸水が想定される区域については、洪水・土砂災害ハザードマップを作成し、周知しているが、更なる周知を図る必要がある。
- ・河川の増水や氾濫などに対し、住民の避難行動の参考となるような情報発信をする必要がある。



施策の推進方針

1-2-① 雨水排水施設の整備【建設課、都市計画課】

- ・雨水流出量の調整のための調整池の整備を進める（阿左美地域、久宮地域、鹿地域、大間々地域）。
- ・笠懸地区における冠水・浸水を防止するため、石田川流域調節池へ接続する雨水幹線の整備を行う。

主な個別事業	担当課	施策分野
調整池設置工事实施	建設課	住宅・都市・環境
雨水幹線整備	都市計画課	住宅・都市・環境
社会資本整備総合交付金事業	都市計画課	住宅・都市・環境

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
調整池の数	25 か所 (R3)	33 か所 (R13)	建設課
身無第3雨水幹線整備率	13% (R3) 315.4m	100% (R20) 2,503.6m	都市計画課

1-2-② 流域治水の推進【農林課、建設課、都市計画課】

- ・流域全体での治水について、事前防災対策を推進する。

主な個別事業	担当課	施策分野
農業用水路の改修等	農林課	住宅・都市・環境
調整池や側溝暗渠などの雨水処理施設の整備や避難施設の整備	建設課	住宅・都市・環境
社会資本整備総合交付金事業	都市計画課	住宅・都市・環境

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
災害時現場確認箇所（浸水等想定箇所）			
笠懸	14 (R2)	7 (R8)	建設課
大間々	10 (R2)	5 (R8)	
東	3 (R2)	2 (R8)	
身無第3雨水幹線整備率	13% (R3) 315.4m	100% (R20) 2,503.6m	都市計画課

1-2-③ ダム管理者との連携強化【危機管理課】

- ・ダムの緊急放流時等の浸水リスクを把握し、災害時に適切に住民避難情報を発令できるよう、引き続き施設管理者が開催する洪水対応演習や防災操作連絡通知説明会に参加し、連携体制の強化を図る。
- ・災害対応におけるタイムライン（防災行動計画）を水資源機構と連携して策定し、関係者間で共有を図る。

主な個別事業	担当課	施策分野
タイムラインの策定	危機管理課	リスクコミュニケーション

1-2-④ 危険箇所の周知と河川情報の収集・発信【危機管理課】

- ・台風や集中豪雨による洪水や土砂災害の被害を最小限に抑えるため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等、市民への情報提供を推進し、災害に関する意識啓発を図る。
- ・市で設置している雨量計や県からの河川水位情報と河川監視カメラの情報により早期の住民避難体制を構築できるよう周知を図る。

主な個別事業	担当課	施策分野
ハザードマップ等の周知活動	危機管理課	リスクコミュニケーション
雨量観測システムの維持管理	危機管理課	リスクコミュニケーション

目標1 人命の保護が最大限図られる

1-3

大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市の脆弱性が高まる事態

リスク3

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

1-3-① 危険区域の周知及び土砂災害防止対策の推進

- ・みどり市では、東町小夜戸ほか19地区において542か所の土砂災害警戒区域が指定されている。
- ・また、上記土砂災害警戒区域のうち、522か所の土砂災害特別警戒区域が指定されており、危険箇所について、ハザードマップやホームページ等にて周知しているが、更なる周知を図る必要がある。
- ・道路については全域で巡回しており、斜面崩壊などは事後点検を実施している。

1-3-② 避難行動要支援者への対策

- ・災害時の避難に支援を要する、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の充実や避難支援体制を確立する必要がある。
- ・一般避難所への避難が困難な障がいのある人等が安心して避難生活を送れる体制を整備する必要がある。

1-3-③ 土地利用誘導

- ・土砂災害警戒区域内に住居等が存していることから、都市機能誘導区域や居住誘導区域を定め、安全な区域に都市機能や住居を誘導する必要がある。



施策の推進方針

1-3-① 危険区域の周知及び土砂災害防止対策の推進【農林課、建設課、東市民生活課、危機管理課】

- ・土砂災害による人的被害を防止するため、国及び県と連携し、砂防施設の整備などの土砂災害防止対策を推進する。
- ・長雨、豪雨等が予想される場合は、関係機関や住民と連携し、危険箇所のパトロールを行う。
- ・台風や集中豪雨による洪水や土砂災害の被害を最小限に抑えるため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等、市民への情報提供を推進し、災害に関する意識啓発を図る。

主な個別事業	担当課	施策分野
国・県と連携した土砂災害防止対策の推進	農林課/建設課 東市民生活課	国土保全
ハザードマップ等の周知活動	危機管理課	リスクコミュニケーション

1-3-② 避難行動要支援者への対策【社会福祉課、介護高齢課、危機管理課】

- ・行政区、自主防災組織、民生委員等地域支援者の理解・協力を得ながら、避難行動要支援者の支援体制の構築を推進する。
- ・避難行動要支援者名簿を基に、要支援者一人ひとりの特性に合わせた個別避難計画の策定を推進する。
- ・要支援者が円滑に避難できるよう、福祉避難所の指定や住民への情報の周知を促進する。

主な個別事業	担当課	施策分野
避難行動要支援者名簿における個別避難計画の作成	社会福祉課 介護高齢課 危機管理課	リスクコミュニケーション

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
個別避難計画作成率	95.1% (R2)	100% (R5)	社会福祉課 介護高齢課

1-3-③ 土地利用誘導【都市計画課】

- ・土砂災害警戒区域における土地利用誘導を検討する。

主な個別事業	担当課	施策分野
立地適正化計画策定事業	都市計画課	国土保全

目標1 人命の保護が最大限図られる

1-4

大雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

リスク4

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

1-4-① 地域防災力の向上（再掲 1-1）

- ・住民の自助・共助の意識の向上を図るため、自主防災組織の育成支援や防災士の育成を図り、地域全体で災害時の協力体制を構築する必要がある。

1-4-② 道路の除雪体制の整備

- ・大雪時の道路の除雪について、市内で区域ごとに対応する建設業者の取り決めがあるが、広範囲に大雪があった場合の対応について検討する必要がある。



施策の推進方針

1-4-① 地域防災力の向上【危機管理課】（再掲 1-1）

- ・地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の設立支援や、防災資機材の購入及び防災訓練に対し補助を積極的に行うなど、組織力強化の取組を推進する。
- ・地域防災力の強化のため、地域防災の担い手、また防災リーダーとして自主防災組織の防災アドバイザー的な役割を担う、「防災士」の資格取得を推進する。

主な個別事業	担当課	施策分野
自主防災組織育成事業	危機管理課	行政機能

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
自主防災組織でカバーされる世帯数の割合	83.8%（R2）	100%（R9）	危機管理課
防災士数	16人（R2）	30人（R9）	危機管理課

1-4-② 道路の除雪体制の整備【建設課】

- ・大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、各道路管理者（国・県・市）の、情報共有や相互連携を強化するため、除雪体制の整備や道路除雪の基本的な方針を定めておく。

主な個別事業	担当課	施策分野
除雪体制の整備	建設課	リスクコミュニケーション

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

2-1-① 災害用備蓄の確保

- ・市における備蓄については、ローリングストック方式で随時3日間の備蓄を確保しているが、引き続き計画的な更新を行う必要がある。
- ・女性や高齢者等要配慮者に対する備蓄の更なる充実を図る必要がある。

2-1-② 住民等への備蓄の啓発

- ・家庭における備蓄については、市民に対して最低3日間必要となる物資の備蓄のほか、消毒液やマスクなど感染症対策品についても備蓄するよう、更なる啓発活動を実施する必要がある。

2-1-③ 道路の応急復旧体制等の整備

- ・災害時は、落下物等により緊急車両や生活物資運搬車両の通行に支障が生じる恐れがあるため、速やかに道路啓開ができるよう体制を整備する必要がある。
- ・道路の応急復旧について、建設業者との協定を結んでいるが、協定締結業者数が減少している。
- ・交通規制等について、警察と緊密な連絡を図り情報収集しているが、混乱を防止するため、交通規制の範囲等について迅速に住民へ周知する必要がある。

2-1-④ 物資の調達・供給体制の強化

- ・大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定の締結を推進する必要がある。
- ・大規模災害時における被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するため、他の自治体との相互応援協定の締結を推進する必要がある。

2-1-⑤ 水道施設の更新・耐震化

- ・上水道については、群馬東部水道企業団と連携し、水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に進める必要がある。
- ・簡易水道、小水道については施設の老朽化が見られ、耐震化対策がされていないことから、施設の更新・耐震化対策を行う必要がある。



施策の推進方針

2-1-① 災害用備蓄の確保【危機管理課】

- ・避難所や防災拠点などの食糧や物資などの計画的備蓄体制を強化する。
- ・女性や高齢者など多様なニーズに対する備蓄の更なる充実を図る。

主な個別事業	担当課	施策分野
災害用備蓄品整備事業	危機管理課	リスクコミュニケーション

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
保存食備蓄量	15,000食（R2）	15,000食（R9）	危機管理課

2-1-② 住民等への備蓄の啓発【危機管理課】

- ・物資供給の長期停止を想定して、市広報紙などを活用し、住民等へ食料・生活必需品の備蓄を啓発する。

主な個別事業	担当課	施策分野
住民等への啓発活動	危機管理課	リスクコミュニケーション

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
家庭で実施している防災対策の項目数	4.2 項目 (R2)	8 項目 (R9)	危機管理課

2-1-③ 道路の応急復旧体制等の整備【建設課、危機管理課】

- ・緊急輸送道路を優先的に、発災後速やかに道路の啓開ができるよう、動員体制及び資機材等の整備を図る。
- ・道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、建設業者との協定締結に努めるとともに、復旧工事を迅速かつ的確に実施できる体制を確立する。
- ・道路規制に伴い、規制の区間や内容等の情報を、警察と連携しながら必要に応じて防災行政無線や防災・防犯メール等を活用して広報活動を行い、混乱を最小限に防止する。

主な個別事業	担当課	施策分野
建設業者との協定締結	建設課	交通・物流
防災行政無線維持管理事業	危機管理課	リスクコミュニケーション

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
協定締結業者数	笠懸 大間々 東	3 (R2) 5 (R2) 4 (R2)	4 (R8) 5 (R8) 4 (R8)
災害情報の取得手段の認知項目数	4 項目 (R2)	5 項目 (R9)	危機管理課
市民が災害情報を得るための手段数	11 種類 (R2)	11 種類 (R9)	

2-1-④ 物資の調達・供給体制の強化【危機管理課】

- ・災害時応援協定や物資調達協定などの拡充により、物資の調達・供給における連携強化を図る。

主な個別事業	担当課	施策分野
災害時応援協定の締結	危機管理課	交通・物流

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
災害時応援協定数	47 協定 (R2)	55 協定 (R9)	危機管理課

2-1-⑤ 水道施設の更新・耐震化【生活環境課、東市民生活課、群馬東部水道企業団（連携）】

- ・水道施設の老朽化・耐震化対策を進める。

主な個別事業	担当課	施策分野
水道施設の修繕、耐震化、更新	生活環境課 東市民生活課 群馬東部水道企業団（連携）	住宅・都市・環境

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
小水道施設の維持管理上の不具合により施設が使用できなかった件数	0 件 (R2)	0 件 (R4)	生活環境課
簡易水道管路耐震化率	11.7% (R2)	13.9% (R10)	東市民生活課

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

2-2-① 山間部の道路啓開体制の整備

- ・市内山間部を横断する主要道路は県管理道路が多いため、県との連携体制を強化する必要がある。
- ・交通規制等について、警察と緊密な連絡を図り情報収集しているが、混乱を防止するため、交通規制の範囲等について迅速に住民へ周知する必要がある。

2-2-② 道路ネットワークの機能強化

- ・道路治水プログラムを策定中である。
- ・みどり市橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋梁の老朽化対策が必要である。



施策の推進方針

2-2-① 山間部の道路啓開体制の整備【建設課、危機管理課】

- ・迅速な輸送道路啓開に向けて、輸送ルートの情報共有、道路啓開に必要な体制整備を進める。
- ・道路規制に伴い、規制の区間や内容等の情報を、警察と連携しながら必要に応じて防災行政無線や防災・防犯メール等を活用し広報活動を行い、混乱を最小限に防止する。

主な個別事業	担当課	施策分野
県土木事務所や警察との連携体制の強化	建設課 危機管理課	交通・物流
防災行政無線維持管理事業	危機管理課	リスクコミュニケーション

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
災害情報の取得手段の認知項目数	4 項目 (R2)	5 項目 (R9)	危機管理課
市民が災害情報を得るための手段数	11 種類 (R2)	11 種類 (R9)	

2-2-② 道路ネットワークの機能強化【建設課】

- ・道路ネットワークを確保するため、集落につながる道路の老朽化対策、アクセスルートの複数確保を図る。

主な個別事業	担当課	施策分野
橋梁補修や道路改修の推進	建設課	住宅・都市・環境

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

2-3-① 消防力の強化（再掲 1-1）

- ・消防ポンプ自動車等の更新整備、消火栓の新設、既設消火栓及び防火水槽等の定期的な点検を実施し、維持管理に努めているが、消防設備の老朽化に対する対応や、計画的な更新に努める必要がある。
- ・消防団員の確保について、東町に機能別消防団員を導入しているが、充足率が年々低下しているため、更なる確保策を講じる必要がある。
- ・災害対応力強化のための人材育成や、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。

2-3-② 消防・警察等との連携

- ・災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、消防、警察等の関係機関と平時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。

2-3-③ 地域防災力の向上（再掲 1-1）

- ・住民の自助・共助の意識の向上を図るため、自主防災組織の育成支援や防災士の育成を図り、地域全体で災害時の協力体制を構築する必要がある。



施策の推進方針

2-3-① 消防力の強化【危機管理課】（再掲 1-1）

- ・桐生市消防本部と連携し、消防団員への教育訓練の実施により、消防人材の育成を図る。
- ・桐生市消防本部及び市は、消防組織の拡充・強化、消防施設の充実を図る。また、車両の計画的な更新を図る。
- ・消防団組織の維持、体制強化に向け、団員の負担軽減や処遇改善、団員の確保対策等の取組を推進する。
- ・消防施設や消火栓、防火水槽など消防水利の整備、適正管理を行うとともに、災害対応力強化のための体制、装備資機材の充実を図る。

主な個別事業	担当課	施策分野
消防体制の連携強化	危機管理課	行政機能
消防車両更新事業	危機管理課	行政機能
消防団運営事業	危機管理課	行政機能

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
消防団員数の充足率	78.9%（R2）	85.0%（R9）	危機管理課
消防団車両配備計画	計画を基に更新	計画どおりの更新	危機管理課

2-3-② 消防・警察等との連携【危機管理課】

- ・災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、消防や警察等と平時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

主な個別事業	担当課	施策分野
防災訓練事業	危機管理課	リスクコミュニケーション

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
防災訓練回数	0 回/年 (R2)	1 回/年 (R9)	危機管理課

2-3-③ 地域防災力の向上【危機管理課】 (再掲 1-1)

- ・地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の設立支援や、防災資機材の購入及び防災訓練に対し補助を積極的に行うなど、組織力強化の取組を推進する。
- ・地域防災力の強化のため、地域防災の担い手、また防災リーダーとして自主防災組織の防災アドバイザー的な役割を担う、「防災士」の資格取得を推進する。

主な個別事業	担当課	施策分野
自主防災組織育成事業	危機管理課	行政機能

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
自主防災組織でカバーされる世帯数の割合	83.8% (R2)	100% (R9)	危機管理課
防災士数	16 人 (R2)	30 人 (R9)	危機管理課

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

2-4-① 地域医療連携の強化

- ・災害等による負傷者に対して、適切な救命医療が行われるよう、医療機関におけるネットワークの強化や、県、その他関係機関との連携を強化していく必要がある。

2-4-② 道路の応急復旧体制等の整備（再掲 2-1）

- ・災害時は、落下物等により緊急車両や生活物資運搬車両の通行に支障が生じる恐れがあるため、速やかに道路啓開ができるよう体制を整備する必要がある。
- ・交通規制等について、警察と緊密な連絡を図り情報収集しているが、混乱を防止するため、交通規制の範囲等について迅速に住民へ周知する必要がある。



施策の推進方針

2-4-① 地域医療連携の強化【社会福祉課、健康管理課】

- ・災害時における医療救護活動、保健衛生活動等について、平時から群馬県桐生市医師会や群馬県桐生保健事務所等の関係機関と協議を行い、連携体制を強化する。

主な個別事業	担当課	施策分野
医療連携体制の整備	健康管理課	保健医療・福祉

2-4-② 道路の応急復旧体制等の整備【建設課、危機管理課】（再掲 2-1）

- ・緊急輸送道路を優先的に、発災後速やかに道路の啓開ができるよう、動員体制及び資機材等の整備を図る。
- ・道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定締結に努めるとともに、復旧工事を迅速かつ的確に実施できる体制を確立する。
- ・道路規制に伴い、規制の区間や内容等の情報を、警察と連携しながら必要に応じて防災行政無線や防災・防犯メール等を活用して広報活動を行い、混乱を最小限に防止する。

主な個別事業	担当課	施策分野
建設業者との協定締結	建設課	交通・物流
防災行政無線維持管理事業	危機管理課	リスクコミュニケーション

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
協定締結業者数	笠懸	3 (R2)	4 (R8)
	大間々	5 (R2)	5 (R8)
	東	4 (R2)	4 (R8)
災害情報の取得手段の認知項目数	4 項目 (R2)	5 項目 (R9)	危機管理課
市民が災害情報を得るための手段数	11 種類 (R2)	11 種類 (R9)	

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

2-5-① 避難所における感染症対策

- ・避難所における感染症予防対策が必要である。

2-5-② 感染症対策の推進

- ・災害時の感染症の発生・まん延を防止するため、平時から感染症対策を推進する必要がある。
- ・予防接種の奨励やうがい手洗い等の奨励、周知を図る必要がある。
- ・避難所等の感染症予防チェックリスト等の準備を図る必要がある。
- ・感染症の予防のリーフレット等を作成する必要がある。



施策の推進方針

2-5-① 避難所における感染症対策【危機管理課】

- ・避難所での感染症対策に万全を期すため、施設の消毒やマスク、消毒液、フェイスシールド、使い捨て手袋、段ボールベッド、パーティション、体温計等の必要な物資や資機材の備蓄を促進する。
- ・「感染症に対応した避難所運営マニュアル」に基づき対応できる体制を確保する。

主な個別事業	担当課	施策分野
災害用備蓄品整備事業	危機管理課	リスクコミュニケーション
防災訓練事業	危機管理課	リスクコミュニケーション

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
防災訓練回数	0回/年（R2）	1回/年（R9）	危機管理課

2-5-② 感染症対策の推進【健康管理課】

- ・平時から適切な予防接種や健康づくりを推進するとともに、市民へ感染症予防行動について啓発を行うなど、感染症対策を推進する。
- ・環境整備を含めたチェックリストの作成と定期的な確認を行う。

主な個別事業	担当課	施策分野
予防接種事業の推進	健康管理課	リスクコミュニケーション

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
高齢者インフルエンザ予防接種率	75.4%（R2）	80.0%（R8）	健康管理課
麻しん風しん予防接種率	90.1%（R2）	95.0%（R8）	

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

3-1-① 庁舎施設の被災対策の強化

- ・笠懸庁舎・東支所においては非常用発電機を整備しているが、非常時に災害対策機能が発揮できるように適切な維持管理に努める必要がある。
- ・庁舎が被災した場合に備え、代替場所や仮設庁舎等について検討する必要がある。
- ・災害対策本部が設置される庁舎や支所等について、改修等の施設の整備のほか、非常用発電の整備等を推進する必要がある。
- ・災害対策本部設置庁舎等において、業務の継続性を確保するため、職員用食料等の備蓄を整備する必要がある。

3-1-② 職員に対する防災意識の啓発

- ・災害規模に応じた防災動員マニュアル（職員用）を毎年更新しているが、非常時に迅速に対応できるように、非常参集訓練を実施する必要がある。
- ・令和2年度に職員を対象に防災研修会を実施したが、今後も定期的に研修会を実施し、職員の防災に対する意識啓発に努める必要がある。

3-1-③ 人的応援の受入れ体制の整備

- ・大規模な災害発生時など、市の体制のみでは十分な応急体制ができない場合に備え、速やかに他市町村等からの広域的な支援を要請し、円滑に受け入れるために必要な体制等を整備しておく必要がある。

3-1-④ 公的機関等の業務継続性の確保

- ・災害時における業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める必要がある。



施策の推進方針

3-1-① 庁舎施設の被災対策の強化【財政課、危機管理課、企画課】

- ・庁舎施設の電力確保、情報・通信システムの確保、行政データのバックアップ機能の強化、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を進め、庁舎施設の機能強化を図る。

主な個別事業	担当課	施策分野
非常用発電機の整備、適切な維持管理	財政課 危機管理課	行政機能
防災拠点施設の整備促進	財政課 危機管理課	行政機能
非常用備蓄品の適切な配備	危機管理課	リスクコミュニケーション
行政データのバックアップ体制の強化	企画課	行政機能

3-1-② 職員に対する防災意識の啓発【危機管理課】

- ・防災動員マニュアル（職員用）に定められた動員規模等の確認を通し、災害時の迅速な被災者対応につなげるため、職員参集訓練を実施する。
- ・職員の状況判断能力など災害対応能力の向上を図るため、防災に関する研修会を適宜実施する。

主な個別事業	担当課	施策分野
職員参集訓練実施事業	危機管理課	リスクコミュニケーション

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
職員参集訓練の実施回数	1回/年（R2）	1回/年（R9）	危機管理課

3-1-③ 人的応援の受入れ体制の整備【危機管理課】

- ・災害時における応急対策の万全を期すため、自治体間の相互応援体制や関係機関との協力体制を確立する。
- ・災害時において国から派遣される緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や、市外からの警察、消防、自衛隊等の応援部隊、他自治体からの応援職員等を円滑に受入れ、的確に被災者支援を実施するため、受援応援計画を定めるなど、受援体制を整備する。

主な個別事業	担当課	施策分野
災害時相互応援協定の締結	危機管理課	リスクコミュニケーション
受援応援体制の整備	危機管理課	行政機能

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
災害時相互応援協定締結数	6件9団体（R2）	7件10団体（R9）	危機管理課
受援応援計画の策定	未策定（R2）	策定済（R9）	危機管理課

3-1-④ 公的機関等の業務継続性の確保【危機管理課】

- ・業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保に努める。また、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

主な個別事業	担当課	施策分野
業務継続計画（BCP）の策定	危機管理課	行政機能

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

4-1-① 防災意識の啓発と防災教育の推進（再掲 1-1）

- ・市民の防災意識の向上と防災知識の普及を図るため、防災に関する出前講座を実施しているが、さらに推進する必要がある。
- ・各校で、地震に対する防災訓練を年1回実施している（不審者、火事に対する訓練も年1回実施）。
- ・社会科、理科で気象に関する授業等を実施し、児童・生徒の災害に対する意識付けをしている。
- ・講師による訓練の充実、訓練を身近なこととして意識づけるための工夫が必要である。

4-1-② 避難行動要支援者への対策（再掲 1-3）

- ・災害時の避難に支援を要する、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の充実や避難支援体制を確立する必要がある。
- ・一般避難所への避難が困難な障がいのある人等が安心して避難生活を送れる体制を整備する必要がある。

4-1-③ 地域防災力の向上（再掲 1-1）

- ・住民の自助・共助の意識の向上を図るため、自主防災組織の育成支援や防災士の育成を図り、地域全体で災害時の協力体制を構築する必要がある。

4-1-④ 災害情報の収集・伝達体制の確保

- ・災害時に防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達体制をあらかじめ確立しておく必要がある。
- ・情報通信の麻痺に備え、災害時に市民が迅速かつ的確に避難できるよう、多様な媒体による伝達手段を確保する必要がある。
- ・より細かく防災情報を行き渡らせる上で有効な防災行政無線等の戸別受信機の普及促進策を検討する必要がある。

4-1-⑤ 庁舎施設の被災対策の強化（再掲 3-1）

- ・笠懸庁舎・東支所においては非常用発電機を整備しているが、非常時に災害対策機能が発揮できるように適切な維持管理に努める必要がある。
- ・庁舎が被災した場合に備え、代替場所や仮設庁舎等について検討する必要がある。
- ・災害対策本部が設置される庁舎や支所等について、改修等の施設の整備のほか、非常用発電の整備等を推進する必要がある。
- ・災害対策本部設置庁舎等において、業務の継続性を確保するため、職員用食料等の備蓄を整備する必要がある。



施策の推進方針

4-1-① 防災意識の啓発と防災教育の推進【危機管理課、社会教育課、学校教育課】 (再掲 1-1)

- ・市民の防災・減災に対する意識の啓発を図るため、防災講演会を実施する。
- ・PTA、婦人団体などの会合及び各種研究集会等の社会教育の機会を活用して、防災上必要な知識の普及を図る。
- ・児童・生徒に自然災害に対する正しい知識と行動を理解させるため、学校等における防災教育を推進する。

主な個別事業	担当課	施策分野
防災講演会	危機管理課	リスクコミュニケーション
出前講座（防災）	社会教育課 危機管理課	リスクコミュニケーション
学校における防災訓練	学校教育課	リスクコミュニケーション

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
防災講演会実施回数	0 回/年 (R2)	1 回/年 (R9)	危機管理課
出前講座実施回数（防災）	1 回 (R2)	3 回 (R9)	社会教育課 危機管理課
学校における防災訓練回数	100% (R2) (12 校 1 回/年)	100% (R9) (12 校 1 回/年)	学校教育課

4-1-② 避難行動要支援者への対策【社会福祉課、介護高齢課、危機管理課】 (再掲 1-3)

- ・行政区、自主防災組織、民生委員等地域支援者の理解・協力を得ながら、避難行動要支援者の支援体制の構築を推進する。
- ・避難行動要支援者名簿を基に、要支援者一人ひとりの特性に合わせた個別避難計画の策定を推進する。
- ・要支援者が円滑に避難できるよう、福祉避難所の指定や住民への情報の周知を促進する。

主な個別事業	担当課	施策分野
避難行動要支援者名簿における個別避難計画の作成	社会福祉課 介護高齢課 危機管理課	リスクコミュニケーション

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
個別避難計画作成率	95.10% (R2)	100% (R5)	社会福祉課 介護高齢課

4-1-③ 地域防災力の向上【危機管理課】 (再掲 1-1)

- ・地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の設立支援や、防災資機材の購入及び防災訓練に対し補助を積極的に行うなど、組織力強化の取組を推進する。
- ・地域防災力の強化のため、地域防災の担い手、また防災リーダーとして自主防災組織の防災アドバイザー的な役割を担う、「防災士」の資格取得を推進する。

主な個別事業	担当課	施策分野
自主防災組織育成事業	危機管理課	行政機能

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
自主防災組織でカバーされる世帯数の割合	83.8% (R2)	100% (R9)	危機管理課
防災士数	16 人 (R2)	30 人 (R9)	危機管理課

4-1-④ 災害情報の収集・伝達体制の確保【危機管理課】

- ・各防災関係機関が整備している通信連絡手段を効果的に運用し、災害情報を収集・伝達できる体制を確立する。
- ・防災行政無線について、適切に運用するとともに、屋外スピーカーからの情報が取得できない地域に対し、戸別受信機の配備を進める。

主な個別事業	担当課	施策分野
防災行政無線維持管理事業	危機管理課	行政機能

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
災害情報の取得手段の認知項目数	4 項目 (R2)	5 項目 (R9)	危機管理課
市民が災害情報を得るための手段数	11 種類 (R2)	11 種類 (R9)	

4-1-⑤ 庁舎施設の被災対策の強化【財政課、危機管理課、企画課】 (再掲 3-1)

- ・庁舎施設の電力確保、情報・通信システムの確保、行政データのバックアップ機能の強化、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を進め、庁舎施設の機能強化を図る。

主な個別事業	担当課	施策分野
非常用発電機の整備、適切な維持管理	財政課 危機管理課	行政機能
防災拠点施設の整備促進	財政課 危機管理課	行政機能
非常用備蓄品の適切な配備	危機管理課	リスクコミュニケーション
行政データのバックアップ体制の強化	企画課	行政機能

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

5-1-① 企業の業務継続計画（BCP）策定の普及・啓発

- ・令和2年度にみどり市及び笠懸町商工会において事業継続力強化支援計画を策定し、災害時の対応強化、併せて会員企業への策定支援を行っている。
- ・市内企業に対して、災害における被害や生産力の低下を最小限に抑えるため業務継続計画（BCP）の策定支援をし、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。

5-1-② エネルギー供給体制の強化及び連携

- ・災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、上下水道などのライフライン関係機関と連携強化を推進する必要がある。

5-1-③ 地域経済の強化

- ・地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、産業団地整備及び企業誘致活動を推進する必要がある。



施策の推進方針

5-1-① 企業の業務継続計画（BCP）策定の普及・啓発【商工課】

- ・市内企業が業務の継続、早期復旧するため、業務継続計画（BCP）策定の普及啓発を進める。
- ・市内企業における業務継続計画（BCP）の策定に向けた取組を促すため、支援情報の周知・広報に努める。
- ・企業に対し、施設の耐震化や設備・機械等安全確認体制の構築、飲料水・食料等の必要な物資の備蓄等、自主的な防災対策を促す。

主な個別事業	担当課	施策分野
事業継続力強化支援計画策定に関する支援	商工課	リスクコミュニケーション

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
事業継続力強化支援計画を策定している事業者数（商工会）	11件（R2）	25件（R8）	商工課

5-1-② エネルギー供給体制の強化及び連携【危機管理課】

- ・エネルギー供給施設の機能停止を防止する災害対応力強化とともに、エネルギー供給業者との防災訓練や協定締結によって、燃料供給ルートの確保を進める。

主な個別事業	担当課	施策分野
エネルギー供給事業者との連携強化	危機管理課	産業

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
エネルギー供給事業者との協定締結数	8件（R2）	10件（R9）	危機管理課

5-1-③ 地域経済の強化【商工課】

- ・大規模自然災害発生後であっても経済活動を機能不全に陥りにくくするため、自然災害リスクの低い産業団地の整備を推進する。また、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の移転、誘致に向けた取組を推進する。

主な個別事業	担当課	施策分野
新規産業団地の整備推進	商工課	住宅・都市・環境

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

5-2-① 災害用備蓄の確保（再掲 2-1）

- ・市における備蓄については、ローリングストック方式で随時3日間の備蓄を確保しているが、引き続き計画的な更新を行う必要がある。
- ・女性や高齢者等要配慮者に対する備蓄の更なる充実を図る必要がある。

5-2-② 住民等への備蓄の啓発（再掲 2-1）

- ・家庭における備蓄については、市民に対して最低3日間必要となる物資の備蓄のほか、消毒液やマスクなど感染症対策品についても備蓄するよう、更なる啓発活動を実施する必要がある。

5-2-③ 物資の調達・供給体制の強化（再掲 2-1）

- ・大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定の締結を推進する必要がある。
- ・大規模災害時における被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するため、他の自治体との相互応援協定の締結を推進する必要がある。

5-2-④ 農業生産基盤の整備

- ・老朽化した農業用水路の適切な維持管理が必要である。
- ・災害発生時に被害を最小限にするため、農業水利施設などの生産基盤等の管理体制の強化を促進する必要がある。



施策の推進方針

5-2-① 災害用備蓄の確保【危機管理課】（再掲 2-1）

- ・避難所や防災拠点などの食糧や物資などの計画的備蓄体制を強化する。
- ・女性や高齢者など多様なニーズに対する備蓄の更なる充実を図る。

主な個別事業	担当課	施策分野
災害用備蓄品整備事業	危機管理課	リスクコミュニケーション

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
保存食備蓄量	15,000食（R2）	15,000食（R9）	危機管理課

5-2-② 住民等への備蓄の啓発【危機管理課】（再掲 2-1）

- ・物資供給の長期停止を想定して、市広報紙などを活用し、住民等へ食料・生活必需品の備蓄を啓発する。

主な個別事業	担当課	施策分野
住民等への啓発活動	危機管理課	リスクコミュニケーション

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
家庭で実施している防災対策の項目数	4.2項目（R2）	8項目（R9）	危機管理課

5-2-③ 物資の調達・供給体制の強化【危機管理課】（再掲 2-1）

・災害時応援協定や物資調達協定などの拡充により、物資の調達・供給における連携強化を図る。

主な個別事業	担当課	施策分野
災害時応援協定の締結	危機管理課	交通・物流

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
災害時応援協定数	47 協定（R2）	55 協定（R9）	危機管理課

5-2-④ 農業生産基盤の整備【農林課】

・災害が発生しても、安定的に農業生産ができるよう、防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を進める。

主な個別事業	担当課	施策分野
老朽化した農業水利施設の改修	農林課	産業

目標 6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

リスク 14

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

6-1-① エネルギー供給源の多様化

- ・電気・石油・ガス等のライフラインからのエネルギー供給がストップした場合の非常用エネルギーとして、木質バイオマス燃料や太陽光発電などの新エネルギーの導入促進を図る必要がある。

6-1-② 物資の調達・供給体制の強化（再掲 2-1）

- ・大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定の締結を推進する必要がある。
- ・大規模災害時における被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するため、他の自治体との相互応援協定の締結を推進する必要がある。



施策の推進方針

6-1-① エネルギー供給源の多様化【生活環境課、農林課】

- ・エネルギー供給源の多様化・分散化を図るとともに、森林整備を推進するため、地場産の木材製材時の端材を利用した木質ペレットなどの生産・利用を促進する。
- ・災害リスクを回避・緩和できるよう、市有地や公共施設、一般住宅へ太陽光発電システムの導入を推進する。

主な個別事業	担当課	施策分野
木質バイオマス資源の利用促進	生活環境課 農林課	産業
太陽光発電システムの普及促進	生活環境課	産業

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
ペレットストーブ・薪ストーブの補助金を活用して設置した件数（累計）	7 件（R2）	49 件（R9）	生活環境課
太陽光発電システム（蓄電池含む）の補助金を活用して設置した件数（累計）	913 件（R2）	1,902 件（R9）	生活環境課

6-1-② 物資の調達・供給体制の強化【危機管理課】（再掲 2-1）

- ・災害時応援協定や物資調達協定などの拡充により、物資の調達・供給における連携強化を図る。

主な個別事業	担当課	施策分野
災害時応援協定の締結	危機管理課	交通・物流

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
災害時応援協定数	47 協定（R2）	55 協定（R9）	危機管理課

目標 6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-2

上水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止（異常濁水や用水施設の損壊等による用水供給の途絶含む）

リスク 15

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

6-2-① 水道施設の更新・耐震化（再掲 2-1）

- ・上水道については、群馬東部水道企業団と連携し、水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に進める必要がある。
- ・簡易水道、小水道については施設の老朽化が見られ、耐震化対策がされていないことから、施設の更新・耐震化対策を行う必要がある。

6-2-② 給水機能の確保

- ・給水機能を確保するための応援体制ができていないことから、広域的な応援体制の整備を図る必要がある。
- ・簡易水道については、群馬東部水道企業団と「みどり市簡易水道における災害時の応急活動等に関する協定」が締結されているが、桐生市・日光市等との応急活動協定についても検討する必要がある。
- ・上水道については、群馬県水道災害相互応援協定等により応援体制を整備しているが、応援職員の受援体制を整備する必要がある。

6-2-③ 防災復旧体制の整備

- ・上水道の応急復旧については、群馬東部水道企業団と連携体制の強化を図る必要がある。
- ・上水道については、群馬県水道災害相互応援協定等により応援体制を整備しているが、応援職員の受援体制を整備する必要がある。
- ・小水道については、復旧のための訓練などは行っていないことから、訓練などを行う必要がある。
- ・簡易水道については、水道事故の都度、東町内の水道業者に修繕依頼し復旧していることから、緊急時の修繕に対応できる業者を増やす必要がある。
- ・簡易水道施設は、週毎に設備巡視・点検を行っているが、設備巡視・点検をできる職員を増員する必要がある。



施策の推進方針

6-2-① 水道施設の更新・耐震化【生活環境課、東市民生活課、群馬東部水道企業団（連携）】（再掲 2-1）

- ・老朽化した水道施設の改築・改良を進めるとともに、施設の効率化、耐震化を図る。

主な個別事業	担当課	施策分野
水道施設の修繕、耐震化、更新	生活環境課 東市民生活課 群馬東部水道企業団 (連携)	住宅・都市・環境

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
小水道施設の維持管理上の不具合により施設が使用できなかった件数	0 件 (R2)	0 件 (R4)	生活環境課
簡易水道管路耐震化率	11.7% (R2)	13.9% (R10)	東市民生活課

6-2-② 給水機能の確保【生活環境課、東市民生活課、群馬東部水道企業団（連携）】

・応急給水訓練とともに、他地域からの給水車受け入れ等の広域的な応援体制の整備を図る。

主な個別事業	担当課	施策分野
給水車の整備	群馬東部水道企業団 (連携)	住宅・都市・環境
小水道の応援体制の整備	生活環境課	住宅・都市・環境
簡易水道の群馬東部水道企業団との応援体制の運用	東市民生活課	住宅・都市・環境

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
小水道を応援可能な件数	0 件 (R2)	1 件 (R8)	生活環境課
簡易水道の応急活動協定の数	1 件 (R2)	2 件 (R10)	東市民生活課

6-2-③ 防災復旧体制の整備【生活環境課、東市民生活課、群馬東部水道企業団（連携）】

・水道施設の早期復旧を図るため、関係機関と協定を締結し訓練を行うなど連携を図る。

・設備の巡視・点検や応急復旧に係る組織体制、動員体制の整備など、防災体制の整備を図る。

主な個別事業	担当課	施策分野
上水道応急復旧訓練	群馬東部水道企業団 (連携)	住宅・都市・環境
上水道施設の巡視・点検	群馬東部水道企業団 (連携)	住宅・都市・環境
上水道施設職員の参集訓練	群馬東部水道企業団 (連携)	住宅・都市・環境
小水道施設の復旧体制強化	生活環境課	住宅・都市・環境
簡易水道施設における施設知識のある職員育成	東市民生活課	住宅・都市・環境
簡易水道の緊急修繕を依頼できる業者の拡大	東市民生活課	住宅・都市・環境

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
小水道の復旧訓練回数	0 回 (R2)	1 回 (R8)	生活環境課
簡易水道施設における巡視・点検のできる職員数	1 人 (R2)	3 人 (R5)	東市民生活課
簡易水道の緊急修繕を依頼できる業者数	2 件 (R2)	3 件 (R5)	東市民生活課

目標 6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

リスク 16

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

6-3-① 下水道施設の更新・耐震化

- ・毎年、管路内カメラ調査を実施し、必要に応じて管更生を実施している。
- ・ストックマネジメントを策定し、計画的な老朽化対策を進める必要がある。

6-3-② 復旧体制の強化

- ・大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備しておく必要がある。

6-3-③ 下水道事業の業務継続計画（BCP）の見直し

- ・みどり市公共下水道事業業務継続計画（BCP）は平成 25 年度に策定済みであるが、近年頻発化する豪雨等による水害対策及び停電対策を含めた計画に見直す必要がある。

6-3-④ 災害時トイレ等の確保

- ・簡易トイレを 200 台備蓄しているが、災害が長期化した場合に備えて、仮設トイレ等の調達に関する民間企業との協定の締結を検討する必要がある。

6-3-⑤ し尿貯留場の維持管理

- ・施設の老朽化に伴う更新工事等を計画的に実施する必要がある。



施策の推進方針

6-3-① 下水道施設の更新・耐震化【都市計画課】

- ・下水道施設の適切な維持管理を行うとともに、計画的な老朽化対策を進める。

主な個別事業	担当課	施策分野
ストックマネジメント策定	都市計画課	住宅・都市・環境

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
管渠、ポンプ、処理施設の不具合件数	3 件（R2）	2 件（R4）	都市計画課

6-3-② 復旧体制の強化【都市計画課】

- ・大規模災害発生時の応急復旧体制の強化及び迅速かつ円滑な対応による下水道機能の早期復旧を行えるよう、関係機関と連携した体制整備を図る。

主な個別事業	担当課	施策分野
災害復旧体制の整備	都市計画課	住宅・都市・環境

6-3-③ 下水道事業の業務継続計画（BCP）の見直し【都市計画課】

- ・下水道を早期復旧するため、水害対策や広域・長期停電時の電源確保対策を盛り込んだ業務継続計画（BCP）の見直しを進める。

主な個別事業	担当課	施策分野
みどり市公共下水道事業業務継続計画（BCP）の見直し	都市計画課	住宅・都市・環境

6-3-④ 災害時トイレ等の確保【危機管理課】

- ・仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等の調達について、民間業者等と協力体制を確保するとともに、家庭等での備蓄について啓発する。

主な個別事業	担当課	施策分野
仮設トイレ調達における連携強化	危機管理課	リスクコミュニケーション

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
仮設トイレの調達に関する協定締結	未締結（R2）	締結済（R9）	危機管理課

6-3-⑤ し尿貯留場の維持管理【生活環境課】

- ・し尿貯留場の適切な維持管理を行うとともに、計画的な老朽化対策を進める。

主な個別事業	担当課	施策分野
し尿貯留場の老朽化対策	生活環境課	住宅・都市・環境

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
し尿貯留場の不具合件数	3件（R2）	1件（R8）	生活環境課

目標6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

リスク 17

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

6-4-① 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築

- ・高規格道路の整備、橋梁の耐震化・長寿命化など災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークを構築する必要がある。

6-4-② 道路の応急復旧体制等の整備（再掲 2-1）

- ・災害時は、落下物等により緊急車両や生活物資運搬車両の通行に支障が生じる恐れがあるため、速やかに道路啓開ができるよう体制を整備する必要がある。
- ・道路の応急復旧について、建設業者との協定を結んでいるが、協定締結業者数が減少している。
- ・交通規制等について、警察と緊密な連絡を図り情報収集しているが、混乱を防止するため、交通規制の範囲等について迅速に住民へ周知する必要がある。

6-4-③ 公共交通事業者の連携確保

- ・災害時や緊急時においては、市と公共交通事業者間で、適確な情報共有を行うとともに、連携した対応を行う必要がある。

6-4-④ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進（再掲 1-1）

- ・緊急輸送道路沿道には、耐震性不明の建築物も多く、所有者へ耐震診断実施を促す必要がある。



施策の推進方針

6-4-① 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築【建設課、都市計画課】

- ・高規格道路の整備、橋梁の耐震化・長寿命化など災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークを構築する。
- ・支援ルート、物資輸送ルートとなる、基幹的な交通ネットワークも確保する。

主な個別事業	担当課	施策分野
都市計画道路の見直し	都市計画課	住宅・都市・環境
都市計画道路の整備	都市計画課	住宅・都市・環境
橋梁の長寿命化	建設課	住宅・都市・環境

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
都市計画道路の整備延長	17,315km (R2)	22,355km (R8)	都市計画課
橋梁長寿命化修繕計画に基づく着手率	22.9% (R2)	100% (R7)	建設課

6-4-② 道路の応急復旧体制等の整備【建設課、危機管理課】（再掲 2-1）

- ・緊急輸送道路を優先的に、発災後速やかに道路の啓開ができるよう、動員体制及び資機材等の整備を図る。
- ・道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について、建設業者との協定締結に努めるとともに、復旧工事を迅速かつ的確に実施できる体制を確立する。
- ・道路規制に伴い、規制の区間や内容等の情報を、警察と連携しながら必要に応じて防災行政無線や防災・防犯メール等を活用して広報活動を行い、混乱を最小限に防止する。

主な個別事業	担当課	施策分野
建設業者との協定締結	建設課	交通・物流
防災行政無線維持管理事業	危機管理課	リスクコミュニケーション

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
協定締結業者数	3 (R2)	4 (R8)	建設課
笠懸	5 (R2)	5 (R8)	
大間々	4 (R2)	4 (R8)	
災害情報の取得手段の認知項目数	4 項目 (R2)	5 項目 (R9)	危機管理課
市民が災害情報を得るための手段数	11 種類 (R2)	11 種類 (R9)	

6-4-③ 公共交通事業者の連携確保【企画課】

- ・バス、タクシー及び鉄道公共交通事業者間の情報共有、連携体制確保を図る。

主な個別事業	担当課	施策分野
公共交通関係者の情報ネットワーク化	企画課	交通・物流

6-4-④ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進【建築指導課】（再掲 1-1）

- ・緊急輸送道路沿道建築物について、所有者へ耐震診断の実施を促す。
- ・県と協力して沿道建築物の調査を継続的に実施するとともに、計画的な耐震化促進方策を検討する。

主な個別事業	担当課	施策分野
耐震診断補助事業	建築指導課	住宅・都市・環境
耐震改修補助事業	建築指導課	住宅・都市・環境

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

7-1-① ため池の補強工事の推進

- ・令和元年度に阿左美沼の耐震調査、豪雨調査を実施しているが、ため池の老朽化対策や耐震化を図るため、国、県と連携して計画的な整備を推進する必要がある。

7-1-② ため池の危険度の周知

- ・令和元年度に3か所（阿左美沼・阿左美東貯水池、鹿の川沼、早川貯水池）のため池ハザードマップを作成し周知しているが、更なる周知を図る必要がある。

7-1-③ ダム管理者との連携強化（再掲 1-2）

- ・大雨に伴う草木ダム放流により、河川の水位の上昇が懸念されるため、下流域において洪水災害が発生しないよう、引き続き施設管理者と連携を密にして事前の体制を構築しておく必要がある。



施策の推進方針

7-1-① ため池の補強工事の推進【農林課】

- ・農業用のため池、用排水路等の破損による水害の発生を防ぐため、国、県と連携してため池の補強工事、改修工事を進める。
- ・ため池の定期的な点検及び必要な整備や適切な維持管理に努める。

主な個別事業	担当課	施策分野
改修工事等の実施	農林課	国土保全

7-1-② ため池の危険度の周知【農林課】

- ・大規模地震等の発生により破堤し、下流の民家等に被害が出る場合も想定されるため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等、市民への情報提供を推進し、災害に関する意識啓発を図る。

主な個別事業	担当課	施策分野
ため池ハザードマップの周知	農林課	リスクコミュニケーション

7-1-③ ダム管理者との連携強化【危機管理課】（再掲 1-2）

- ・ダムの緊急放流時等の浸水リスクを把握し、災害時に適切に住民避難情報を発令できるよう、引き続き施設管理者が開催する洪水対応演習や防災操作連絡通知説明会に参加し、連携体制の強化を図る。
- ・災害対応におけるタイムライン（防災行動計画）を水資源機構と連携して策定し、関係者間で共有を図る。

主な個別事業	担当課	施策分野
タイムラインの策定	危機管理課	リスクコミュニケーション

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

7-2-① 有害物質の漏えい等の防止対策の推進

- ・発災時における危険物施設等からの有害物質の拡散・流出による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を進める必要がある。



施策の推進方針

7-2-① 有害物質の漏えい等の防止対策の推進【生活環境課】

- ・有害物質の大規模拡散・流出による悪影響を防止するため、国、県と連携した取組を行う。

主な個別事業	担当課	施策分野
有害物質の漏えい防止対策の推進	生活環境課	住宅・都市・環境

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

7-3-① 計画的な森林整備の促進

- ・所有者不明森林の増加により手入れされていない森林区域が拡大していることから、森林所有者を特定し、適正な森林管理を促す必要がある。

7-3-② 林野火災対策

- ・本市には、北部に足尾山地、南部には丘陵が点在するなど、林野の面積が多くを占めており、今後、利用者が増加するとともに、ハイカーその他の者によるタバコ、焚火の不始末等による林野火災の発生が危惧されるため、林野火災予防の徹底を図るとともに、火災発生時に備え、桐生市消防本部との連携体制の強化を推進する必要がある。

7-3-③ 不法投棄の防止対策

- ・人目に付かない場所での不法投棄が跡を絶たないため、不法投棄の防止対策を推進する必要がある。

7-3-④ 農業の担い手に対する農地集積・集約化

- ・令和2年度に農地中間管理機構を利用した農地の賃貸借が1件であった。
- ・令和2年度に農業委員会で利用権設定をした。
- ・担い手への農地集積の拡大を図る必要がある。

7-3-⑤ 農地保全・適正管理

- ・令和2年度遊休農地は64.8haであった。
- ・農業従事者の高齢化や後継者不足により、遊休農地が増加傾向にある。

7-3-⑥ 農業の担い手確保・育成支援

- ・令和2年度の新規就農者は1名であった。
- ・新規就農者の安定的確保が必要である。

7-3-⑦ 有害鳥獣被害防止対策の充実・強化

- ・有害鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林の荒廃は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性がある。特に中山間地域では、鳥獣による農作物の被害が深刻化しているため、効果的な有害鳥獣対策を推進する必要がある。



施策の推進方針

7-3-① 計画的な森林整備の促進【農林課】

- ・ 植樹・育成・伐採という森林資源の循環利用を推進し、林野火災や土砂災害の防止、地球温暖化の緩和などの森林の多面的な機能を確保する。

主な個別事業	担当課	施策分野
林地台帳の整備	農林課	国土保全

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
森林経営計画の策定面積 (森林経営計画認定面積/市内民有林面積)	33.13% (R2)	41.68% (R5)	農林課

7-3-② 林野火災対策【危機管理課、農林課】

- ・ 林野火災予防のため、市広報紙等により、周知啓発を図る。
- ・ 急速な延焼拡大の恐れがあることから、迅速な消火活動が行えるよう、桐生市消防本部と連携して訓練を実施する。

主な個別事業	担当課	施策分野
林野火災予防の広報活動	農林課	リスクコミュニケーション
林野火災対応訓練の実施	危機管理課	国土保全

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
林野火災対応訓練回数	0回/年 (R2)	1回/年 (R9)	危機管理課

7-3-③ 不法投棄の防止対策【生活環境課】

- ・ 不法投棄を防止するため、不法投棄重点監視区域等に啓発看板の設置や環境パトロールを継続し、地域の環境美化に取り組む。

主な個別事業	担当課	施策分野
不法投棄の防止対策	生活環境課	国土保全

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
不法投棄回収量	1,155kg (R2)	800kg (R8)	生活環境課

7-3-④ 農業の担い手に対する農地集積・集約化【農林課、農業委員会事務局】

- ・ 担い手の規模拡大への取組を推進するため、農業委員会及び農地中間管理機構等を通じた農地の集積・集約化を推進し、遊休農地の発生を抑制する。

主な個別事業	担当課	施策分野
農地中間管理事業	農林課	国土保全
農地の貸し借りマッチング	農業委員会事務局	国土保全

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
農用地利用集積面積	24,667a (R2)	25,000a (R4)	農林課

7-3-⑤ 農地保全・適正管理【農林課、農業委員会事務局】

- ・農業水利施設等の生産基盤の維持管理や災害対応力を強化するための整備を推進する。
- ・県営の水利施設について、県と協議し、農村地域防災減災事業を活用した改修工事等を進める。
- ・農地の有効利用を図るため、農地パトロール及び利用意向調査を実施し、農地の適正管理を推進する。

主な個別事業	担当課	施策分野
多面的機能支払事業	農林課	国土保全
県営水利施設等整備事業（基幹水利保全型）大間々用水地区	農林課	国土保全
県営農業農村整備計画事業早川用水地区	農林課	国土保全
農地の適正管理の推進	農業委員会事務局	国土保全

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
保全管理組織数	4 組織（R3）	5 組織（R8）	農林課
遊休農地面積	64.8ha（R2）	58.8ha（R4）	農業委員会事務局

7-3-⑥ 農業の担い手確保・育成支援【農林課、農業委員会事務局】

- ・経営の安定化に向けた各種制度による支援など、生産組織の育成と経営の合理化を促進するとともに、認定農業者となる意欲的な担い手や新規就農者の確保や育成支援に取り組み、農業生産力を確保する。
- ・農業の活性化を図るため、新規就農者向けパンフレットを活用し、新規就農者の確保に努める。

主な個別事業	担当課	施策分野
担い手育成支援事業	農林課	産業
農業次世代人材投資事業	農林課	産業
パンフレットの活用推進	農業委員会事務局	産業

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
認定農業者数	187 名（R2）	検討中	農林課
新規就農者数	1 名（R2）	5 名（R4）	農林課

7-3-⑦ 有害鳥獣被害防止対策の充実・強化【農林課】

- ・有害鳥獣による農地・森林の荒廃を防ぐため、環境整備、捕獲活動、被害防除の総合的な対策を推進していく。

主な個別事業	担当課	施策分野
鳥獣被害防止対策	農林課	国土保全

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
農林水産業等に係る被害額	5,615 万円（R1）	5,026 万円（R5）	農林課

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

7-4-① 正確な情報発信

- ・災害発生時における消費者等の地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、定期的な情報発信を行う必要がある。

7-4-② 風評被害の防止

- ・事故や災害に起因する環境汚染等による農畜産物の風評被害を防ぐため、国、県、農業協同組合等との連携体制を整える必要がある。



施策の推進方針

7-4-① 正確な情報発信【秘書課、観光課】

- ・災害発生時における消費者等の地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な情報収集と様々な手段を通じて情報発信を推進する。

主な個別事業	担当課	施策分野
情報発信の推進	秘書課 観光課	リスクコミュニケーション

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
ホームページアクセス件数	5,565,173件（R2）	6,150,000件（R8）	秘書課
LINE公式アカウント友だち数	2,315件（R2）	6,500件（R8）	秘書課

7-4-② 風評被害の防止【農林課】

- ・事故や災害等に起因する環境汚染等による農畜産物の風評被害を防止するため、国、県、農業協同組合等との連携体制の構築を検討する。

主な個別事業	担当課	施策分野
国、県、農業協同組合等との連携体制の構築	農林課	リスクコミュニケーション

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

8-1-① 災害廃棄物処理計画の推進

- ・災害廃棄物の仮置場については、公共施設や市有地などを中心に、平時活用と災害時対応の両面を考慮し、予め選定・確保を進める必要がある。
- ・災害廃棄物の広域的な処理応援協定等を結ぶことにより、処理能力の確保を図る必要がある。



施策の推進方針

8-1-① 災害廃棄物処理計画の推進【生活環境課】

- ・災害廃棄物処理を円滑かつ迅速に行うため、人材の確保と実効性を高めるため広域連携を含めた災害廃棄物処理計画を推進する。
- ・災害時の迅速かつ円滑な災害廃棄物処理のため、災害廃棄物の仮置場候補地や処理方法、関係機関等との連携体制について事前に定めておく。

主な個別事業	担当課	施策分野
仮置場の確保	生活環境課	住宅・都市・環境

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
仮置場数	0 か所（R2）	3 か所（R8）	生活環境課

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

8-2-① 人的応援の受入れ体制の整備（再掲 3-1）

- ・大規模な災害発生時など、市の体制のみでは十分な応急体制ができない場合に備え、速やかに他市町村等からの広域的な支援を要請し、円滑に受け入れるために必要な体制等を整備しておく必要がある。

8-2-② 復旧・復興を担う人材等の育成

- ・大地震により被災した建築物は、余震などによる建築物の倒壊や外壁・窓ガラスの落下、附属設備の転倒などによる危険を及ぼすおそれがあるため、被災建築物を調査・判定する応急危険度判定士の養成が必要である。

8-2-③ 地域防災力の向上（再掲 1-1）

- ・住民の自助・共助の意識の向上を図るため、自主防災組織の育成支援や防災士の育成を図り、地域全体で災害時の協力体制を構築する必要がある。



施策の推進方針

8-2-① 人的応援の受入れ体制の整備【危機管理課】（再掲 3-1）

- ・災害時における応急対策の万全を期すため、自治体間の相互応援体制や関係機関との協力体制を確立する。
- ・災害時において国から派遣される緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や、市外からの警察、消防、自衛隊等の応援部隊、他自治体からの応援職員等を円滑に受入れ、的確に被災者支援を実施するため、受援応援計画を定めるなど、受援体制を整備する。

主な個別事業	担当課	施策分野
災害時相互応援協定の締結	危機管理課	リスクコミュニケーション
受援応援体制の整備	危機管理課	行政機能

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
災害時相互応援協定締結数	6件9団体（R2）	7件10団体（R9）	危機管理課
受援応援計画の策定	未策定（R2）	策定済（R9）	危機管理課

8-2-② 復旧・復興を担う人材等の育成【建築指導課】

- ・被災した建築物や宅地の危険度判定を実施する、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成や実施体制の整備を進める。

主な個別事業	担当課	施策分野
判定士講習会への参加	建築指導課	人材育成

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
応急危険度判定士の登録人数	27人 (R2)	50人 (R8)	建築指導課

8-2-③ 地域防災力の向上【危機管理課】 (再掲 1-1)

- ・地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の設立支援や、防災資機材の購入及び防災訓練に対し補助を積極的に行うなど、組織力強化の取組を推進する。
- ・地域防災力の強化のため、地域防災の担い手、また防災リーダーとして自主防災組織の防災アドバイザー的な役割を担う、「防災士」の資格取得を推進する。

主な個別事業	担当課	施策分野
自主防災組織育成事業	危機管理課	行政機能

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
自主防災組織でカバーされる世帯数の割合	83.8% (R2)	100% (R9)	危機管理課
防災士数	16人 (R2)	30人 (R9)	危機管理課

強靱化の現状と課題（脆弱性評価結果）

8-3-① 市民協働への体制整備

- ・災害時における市民団体との情報共有や連携体制は確立されていないことから、情報共有、連携体制を確立する必要がある。
- ・高齢化や人口が減少している地域があるため、地域コミュニティを充実させる必要がある。

8-3-② 地籍調査の推進

- ・市内大間々町大間々、桐原地区の 5.40km² に対し、令和 2 年度までに 2.28km²（実測）が登記済となっている。
- ・土地の境界が明確でないことから、境界確認のための立会等に時間を要し、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、地籍調査事業の推進が必要である。

8-3-③ 文化財に係る防災対策の推進

- ・文化財の多くは、一度損失すると復元できない貴重なものであるため、消防用設備及び防災設備等の点検や、定期的な消火訓練を実施する必要がある。



施策の推進方針

8-3-① 市民協働への体制整備【企画課、総務課】

- ・市民団体が自立し活発な活動を行えるよう支援し、継続的で発展的な市民活動の推進を図る。
- ・各行政区等の要望や課題を把握し、引き続き活動が持続できるように支援する。
- ・市民の協力を得ながら効果的・効率的に事業を推進するため、市民と行政が共通の目的に向かって活動できる体制を整備する。

主な個別事業	担当課	施策分野
ボランティア支援（情報提供・発信）	企画課	リスクコミュニケーション
コミュニティ活動の充実	総務課	リスクコミュニケーション

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値	担当課
ボランティア・NPO 活動をしている市民割合	11.7% (R2)	25.0% (R4)	企画課
ボランティア・NPO 団体数	35 団体 (R2)	50 団体 (R4)	企画課

8-3-② 地籍調査の推進【農林課】

- ・災害後の円滑な復旧・復興のためには、土地境界線を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する。

主な個別事業	担当課	施策分野
地籍調査事業	農林課	国土保全

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
地籍調査事業の進捗率	42.2% (R2)	50.0% (R7)	農林課

8-3-③ 文化財に係る防災対策の推進【文化財課】

- ・文化財を収集・展示している博物館等の施設において、消防用設備及び防災設備等の点検や整備を推進するとともに、定期的な消火訓練の実施により防火対策を推進する。

主な個別事業	担当課	施策分野
消火訓練の実施	文化財課	リスクコミュニケーション

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値	担当課
消火訓練回数	1回/年 (R2)	1回/年 (R9)	文化財課

第5章 計画の推進と進捗管理

1 対応方策の重点化

地域の特性を踏まえ、影響が大きいもの、緊急度を要するものを市総合計画や市地域防災計画等より総合的に勘案し、優先順位の高い対応方策を重点施策として設定します。

本計画における重点施策を<別表>に示します。

2 対応方策の推進と進捗管理

本計画の推進に当たっては、全庁的な体制の下、国、県、市民、関係機関並びに民間事業者等と適切に連携して取り組むこととします。また、地域強靱化の取組を着実に推進するため、KPI（重要業績評価指標）等に基づく進捗管理を実施します。

3 計画の見直し

本計画の進捗管理に当たっては、毎年度の進捗状況の把握のもと、適宜見直しを行うなど、PDCA サイクルを推進していきます。

施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年ごとに計画全体を見直します。また、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、年度の進行管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合なども、本計画を見直すこととします。

さらに、見直しに当たっては、関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画を指針として他の計画等に適切に反映するなど、本計画と関係する他の計画との、双方向の連携を考慮します。

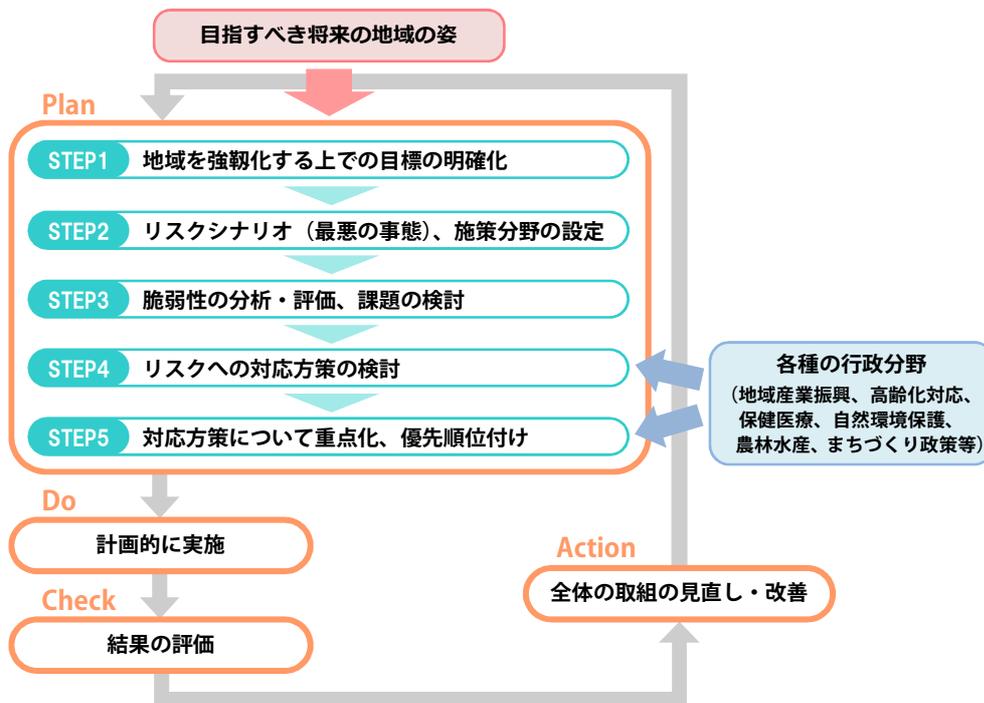


図 計画の見直しイメージ

(国土強靱化地域計画策定ガイドライン (第8版 策定・改訂編) を基に作成)

<別表> リスクシナリオごとの施策

起きてはならない最悪の事態	重点	事態を回避するための施策の名称	起きてはならない最悪の事態	重点	事態を回避するための施策の名称	起きてはならない最悪の事態	重点	事態を回避するための施策の名称
1 人命の保護が最大限図られる								
リスク1 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生（二次災害を含む）	✓	① 公共施設（建物）の耐震化・長寿命化 ② 住宅等における耐震化、減災化の促進 ③ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進 ④ 地域防災力の向上 ⑤ 空き家の有効活用 ⑥ 応急危険度判定業務の実施体制の整備 ⑦ 市道・橋梁の整備、維持管理 ⑧ 生活道路の整備 ⑨ 歩道・自転車ネットワークの整備 ⑩ 電線類地中化の推進 ⑪ 秩序ある土地利用の推進 ⑫ 駅周辺の環境整備 ⑬ 公園緑地の整備 ⑭ 観光・レクリエーション施設の安全性の強化 ⑮ 消防力の強化 ⑯ 防災意識の啓発と防災教育の推進	リスク7 2-3 消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	✓	① 消防力の強化（再掲 1-1） ② 消防・警察等との連携 ③ 地域防災力の向上（再掲 1-1）	リスク16 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	✓	① 下水道施設の更新・耐震化 ② 復旧体制の強化 ③ 下水道事業の業務継続計画（BCP）の見直し ④ 災害時トイレ等の確保 ⑤ し尿貯留場の維持管理
リスク2 1-2 気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生	✓	① 雨水排水施設の整備 ② 流域治水の推進 ③ ダム管理者との連携強化 ④ 危険箇所の周知と河川情報の収集・発信	リスク8 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	✓	① 地域医療連携の強化 ② 道路の応急復旧体制等の整備（再掲 2-1）	リスク17 6-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	✓	① 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築 ② 道路の応急復旧体制等の整備（再掲 2-1） ③ 公共交通事業者の連携確保 ④ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進（再掲 1-1）
リスク3 1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市の脆弱性が高まる事態	✓	① 危険区域の周知及び土砂災害防止対策の推進 ② 避難行動要支援者への対策 ③ 土地利用誘導	リスク9 2-5 被災地における感染症等の大規模発生		① 避難所における感染症対策 ② 感染症対策の推進	7 制御不能な二次災害を発生させない		
リスク4 1-4 大雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	✓	① 地域防災力の向上（再掲 1-1） ② 道路の除雪体制の整備	3 必要不可欠な行政機能は確保する			リスク18 7-1 ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生		① ため池の補強工事の推進 ② ため池の危険度の周知 ③ ダム管理者との連携強化（再掲 1-2）
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）			4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する			リスク19 7-2 有害物質の大規模拡散・流出		① 有害物質の漏えい等の防止対策の推進
リスク5 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止	✓	① 災害用備蓄の確保 ② 住民等への備蓄の啓発 ③ 道路の応急復旧体制等の整備 ④ 物資の調達・供給体制の強化 ⑤ 水道施設の更新・耐震化	リスク11 4-1 災害時に活用する情報サービスの機能停止、情報伝達の不備、防災意識の低さ等に起因し、避難行動や救助・支援が遅れる事態	✓	① 防災意識の啓発と防災教育の推進（再掲 1-1） ② 避難行動要支援者への対策（再掲 1-3） ③ 地域防災力の向上（再掲 1-1） ④ 災害情報の収集・伝達体制の確保 ⑤ 庁舎施設の被災対策の強化（再掲 3-1）	リスク20 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	✓	① 計画的な森林整備の促進 ② 林野火災対策 ③ 不法投棄の防止対策 ④ 農業の担い手に対する農地集積・集約化 ⑤ 農地保全・適正管理 ⑥ 農業の担い手確保・育成支援 ⑦ 有害鳥獣被害防止対策の充実・強化
リスク6 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		① 山間部の道路啓開体制の整備 ② 道路ネットワークの機能強化	5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない			リスク21 7-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響		① 正確な情報発信 ② 風評被害の防止
			リスク12 5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギーの供給の停止等による企業活動等の停滞	✓	① 企業の業務継続計画（BCP）策定の普及・啓発 ② エネルギー供給体制の強化及び連携 ③ 地域経済の強化	8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する		
			リスク13 5-2 食料等の安定供給の停滞		① 災害用備蓄の確保（再掲 2-1） ② 住民等への備蓄の啓発（再掲 2-1） ③ 物資の調達・供給体制の強化（再掲 2-1） ④ 農業生産基盤の整備	リスク22 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	✓	① 災害廃棄物処理計画の推進
			6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る			リスク23 8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	✓	① 人的応援の受入れ体制の整備（再掲 3-1） ② 復旧・復興を担う人材等の育成 ③ 地域防災力の向上（再掲 1-1）
			リスク14 6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	✓	① エネルギー供給源の多様化 ② 物資の調達・供給体制の強化（再掲 2-1）	リスク24 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		① 市民協働への体制整備 ② 地籍調査の推進 ③ 文化財に係る防災対策の推進
			リスク15 6-2 上水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止（異常渇水や用水施設の損壊等による用水供給の途絶を含む）	✓	① 水道施設の更新・耐震化（再掲 2-1） ② 給水機能の確保 ③ 防災復旧体制の整備			

※✓は、重点施策